

鳥取県口蹄疫防疫対策マニュアル

[平成22年6月11日現在]

鳥 取 県

目次

I	目的	1
II	口蹄疫の特徴と防疫対策のポイント	1
1	口蹄疫とは	1
2	本県の防疫対策のポイント	2
III	各防疫対応のポイント	3
1	防疫対策の各段階での役割を明確化と即応体制の構築	3
2	早期発見、通報体制の構築、初動における関係者への情報伝達及び要請	8
3	対策本部等	10
(1)	県の体制	10
(2)	鳥取県口蹄疫防疫対策本部の体制図	11
(3)	現地防疫対策本部の体制	12
(4)	県防疫対策チームの体制と役割	13
(5)	県総合対策チームの体制と役割	14
(6)	県経済対策チームの体制と役割	15
(7)	現地防疫チームの体制と役割	16
(8)	現地総合対策チームの体制と役割	18
(9)	市町村現地対策本部の体制と役割（設置例）	19
IV	（各論）防疫措置の詳細	20
1	異常家畜等の発見通報から防疫措置まで	20
2	病性決定時の措置	25
3	発生地における防疫措置	28
4	接触したおそれのある感受性動物の追跡	31
5	偶蹄類の家畜の異常の有無の確認等（発生状況の確認）	32
6	移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限	33
7	発生地及び制限区域以外の県内の地域における対応	35
8	ワクチン	38
9	感染源及び感染経路の究明	38
10	防疫措置完了後の清浄性確認検査及び移動制限の解除	38
11	移動制限解除後の検査	39
V	本病発生時の県民の不安解消及び風評被害対策	40
VI	予防体制及び危機管理体制の構築	41

I 目的

このマニュアルは、口蹄疫（以下「本病」という。）が県内に侵入することを防止し、発生予防を図るとともに、本病が本県で発生した場合を想定し、その被害を最小限に食い止めるために必要な防疫対策が、迅速かつ的確に実施可能となるための鳥取県内の体制を定めるものである。

本病の防疫措置は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日付農林水産大臣公表。以下「国指針」という。）、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について（平成16年12月1日付16消安第6315号農林水産省消費・安全局長通知）、家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年9月16日鳥取県規則第77号）（以下「県規則」という。）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

II 口蹄疫の特徴と防疫対策のポイント

1 口蹄疫とは

(1) 原因	口蹄疫ウイルス (Picornaviridae Aphthovirus)
(2) 感受性動物	偶蹄類の家畜（牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのししをいう。以下同じ。）をはじめ、野生動物を含むほとんどの偶蹄類動物が感染する。
(3) 疫学	感染は年齢・性別を問わず成立する。感染動物は水疱形成前からウイルスを排出し、接触感染で容易に周囲の感受性動物に感染する。また、牛は口蹄疫ウイルスに感受性が高く、豚は牛に比べて低い、感染後のウイルス排泄量は牛の100～2000倍といわれる。また、めん羊、山羊では症状が明瞭でなく、本病の伝播に重要な役割を果たしている。
(4) 症状	突然40～41℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量のよだれがみられ、口、蹄、乳頭等に水疱(水ぶくれ)を形成し、足を引きずる症状が見られる。
(5) 潜伏期間	牛：通常2～8日(1～21日の範囲)、豚：通常2～10日(1～21日の範囲)
(6) 伝播様式	感染動物との接触（飛沫感染、感染動物の生産物、汚染物品等により伝播）
(7) 発生状況	ア 国内：1908年（明治41年）東京、神奈川、兵庫、新潟 522頭 2000年（平成12年）宮崎（3～4月：3戸）、北海道（5月：1戸）患畜・疑似患畜740頭[92年振りの発生] 2010年（平成22年）宮崎（4月～）[10年振りの発生] イ 海外：オセアニアと北米以外の世界中で発生が見られる。
(8) 診断法	ア 水疱材料等からのウイルス分離、ウイルス抗原の検出（遺伝子検査） イ 抗体検査
(9) 予防法	口蹄疫が発生した場合は「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、蔓延防止のための防疫措置がとられる。摘発・淘汰により、感染拡大を防止する。治療は行わない。
(10) その他	口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはない。しかし、ウイルスの感染力が通常のウイルスに類を見ないほど激しく、人、車両及びその他の物品等により病原体が広く伝播されるおそれがある。国際獣疫事務局（OIE）により、本病は最も重要な家畜の伝染病（リストA疾病）に位置付けられている。

2 本県の防疫対策のポイント

本病発生時の防疫対策は、第一に本病の症状を呈する異常家畜（以下「異常畜」という。）の早期発見・県への通報が、第二に異常畜発生情報の迅速な伝達が、第三に迅速で徹底的なまん延防止が重要である。本病の防疫対策は県が中心となり、市町村、関係団体、生産者等と緊密な連携を図り、予防段階から防疫措置段階までを強力に推進する。

☆ポイント1 防疫対策の各段階での役割の明確化と即応体制の構築

○本病の発生予防から対策までの一連の防疫対策は、県を始め、市町村、関係団体、生産者が一丸となって取り組む必要がある。

このため、本マニュアルでは、本病の防疫対策の各段階において、各自のそれぞれの役割と取り組み事項を明確化する。

○また、本病の防疫措置は、異常家畜が確認されてから、法及び国指針に基づく防疫措置を開始するまでの期間は、わずかに1日である。

このことから、防疫対策に携わる関係者は、日頃から本病の防疫措置に対する役割を念頭におき、速やかな防疫体制が立ち上がるよう、即応体制を整えておく。

☆ポイント2 早期発見・通報、初動における関係者への情報伝達及び要請

○本病の対策は、適切な早期発見と通報がすべての防疫対策の起点となる。この通報は、重要な位置づけと認識し、偶蹄類家畜の所有者等が適切に通報できる体制を、すべての畜産関係者が一丸となって構築する。

○また、本病は潜伏期間（感染してから臨床症状を示すまでの期間）中にも病原体であるウイルスを周辺に排出する。そのため、異常畜の臨床症状が確認され、適切な通報がなされた場合であっても、法に基づく防疫措置を開始する段階では、既に当該農場に出入りした家畜、人、物品等により、周辺に蔓延している可能性がある。加えて、この初動段階での情報伝達の遅れは、更なるまん延を引き起こす危険性がある。

この認識に立ち、情報伝達は、異常を示す家畜が確認され、家畜防疫員の立入検査等により本病が疑われた段階で、速やかな疫学調査に基づく当該関係者へ情報伝達・指示を行い、必要な防疫対策を開始する。

☆ポイント3 対策本部等

原則として、本病が県内で発生した場合、知事を本部長とする鳥取県口蹄疫防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置し、その下に防疫対策に専念する「県防疫対策チーム」を、加えて、迅速な防疫対策を実現するため防疫対策を側面的に支援する「県総合対策チーム」を、更には本病発生に起因する様々な事案に対応するため「経済対策チーム」を設置する。

また、県対策本部に対応して、発生現地には、防疫対策を実行する「現地防疫チーム」を、また、それを支援し、各種事案に現場で対応する「総合対策チーム」を設置し、本病の防疫対策が機能的に対応可能な実施体制とする。

また、本病の防疫対策の推進には、市町村及び関係団体等の協力が必要不可欠であることから、関係市町村に対策本部の設置を要請する。

Ⅲ 各防疫対応のポイント

1 防疫対策の各段階での役割を明確化と即応体制の構築

(参考) 口蹄疫の発生段階に応じた防疫対応の概要

発生段階	防疫対応の内容	対応者
<p>レベルⅠ： 海外発生段階</p> <p>(海外特に韓国及び中国等の近隣諸国で発生している段階)</p>	<p>ポイント：侵入防止と防疫体制の構築</p> <p>【啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係部局、市町村、団体、生産者等への発生情報の提供と注意喚起 ●発生予防体制の構築 <p>【防疫体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異常畜の早期通報体制の構築 ●愛玩用偶蹄類の調査 ●埋却候補地の検討 ●連絡会議や防疫演習等による初動防疫体制の構築 	<p>県：畜産課、家畜保健衛生所</p> <p>↓</p> <p>関係部局、市町村、団体等との日頃から共通認識、初動防疫体制を確認</p>
<p>レベルⅡ： 国内発生段階</p> <p>(国内(近県を除く。)で発生した段階)</p>	<p>ポイント：侵入防止の強化</p> <p>【連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県家畜伝染病対策協議会の開催 ●県家畜伝染病対策本部の設置 ●庁内連絡会議等の開催 <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県内での異常の有無の確認を強化 ●農場への本病侵入防止の強化(緊急消毒の実施) ●発生地から家畜等の移入禁止 	<p>県：農林水産部</p> <p>↓</p> <p>関係部局、市町村、団体等との連携強化、協力依頼</p>
<p>レベルⅢ： 近県発生段階</p> <p>(中国、四国及び兵庫県等の近県で発生した段階)</p>	<p>ポイント：本県への侵入防止の強化</p> <p>【体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県口蹄疫防疫対策本部の設置 <p>【制限区域が県内に及ぶ場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県口蹄疫現地対策本部の設置 ●県内への侵入防止の強化(県境付近での全車両消毒) ●本病に係る広報の強化(一般県民への協力要請) 	<p>県：全庁的対応</p> <p>市町村、団体等との連携・協力した侵入防止対策の推進</p> <p>各防疫対策本部の設置要請</p>
<p>レベルⅣ： 県内発生</p> <p>(本県で発生した段階)</p>	<p>ポイント：徹底的な封じ込めと混乱防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●疑い情報の迅速な提供によるまん延防止 ●発生地での殺処分等の迅速な防疫措置の実施 ●制限区域内での消毒ポイント等による的確なまん延防止 ●県民の混乱防止 ●風評被害の防止 	<p>県：全庁的対応</p> <p>市町村、団体等による支援・協力</p> <p>全県的な対応</p>

口蹄疫対策のための市町村の役割について

市町村の役割

1. 基本事項

(1) 管内で発生した場合に備えて検討する事項

- 対策本部** ○市町村対策本部を立ち上げる場合の時期、構成等の検討
- 防疫準備** ○現地防疫活動（殺処分、埋却、消毒等）への動員方法、動員者数の検討
- 埋却場所の候補地の検討及び地域住民への説明方法の検討
 - 市町村道の通行遮断等の対応の検討
 - 発生時の道路または車両等の消毒場所等の検討（消毒に必要な水及び電気の確保）
 - 防疫活動の従事者の集合場所及びその健康診断の場所の検討

- 情報提供** ○市町村民への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

(2) 他の市町村で発生した場合に備えて検討する事項（移動制限区域、搬出制限区域の対象となった場合）

- 防疫準備** ○現地防疫活動への動員協力の検討
- 道路及び車両等の消毒場所等の検討

2. 近県において口蹄疫が確認された時

- 対策本部** ○県内発生時に備えた市町村対策本部の立ち上げの準備
- 防疫準備** ○県内発生時に備えた現地防疫活動（動員、消毒・集合等場所の設定）の準備
- 防疫活動** ○県内への侵入を防止するための消毒に対する協力
- 情報提供** ○市町村民への情報提供

3. 管内において異常家畜が発見された時（明確な口蹄疫症状の場合は4と同様の措置へ）

県から口蹄疫を疑う異常家畜を発見した旨の通報があった場合

- 対策本部** ○市町村対策本部の立ち上げの準備
- （混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う）
- 防疫活動** ○現地防疫活動の準備
- ・動員者の選定
 - ・消毒の準備
 - ・場所の選定（埋却、集合、消毒ポイント）
 - ・通行遮断時の代替道路の検討、通報の準備等

4. 疑似患畜決定時（国のPCR検査で陽性となった場合）

- 対策本部** ○市町村対策本部の立ち上げ
- 防疫活動** ○現地防疫活動の動員者の確保
- 埋却場所の決定及び周辺住民への説明
 - 発生地周辺の通行遮断
- （県への報告、住民への説明）
- 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒の準備
- 場所準備** ○防疫活動の従事者の集合及び健康診断の場所（例：公民館、体育館等）の準備
- 情報提供** ○市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

5. 防疫措置の実施

- 防疫活動** ○家畜防疫員による殺処分、埋却、消毒等に対する動員者の補助業務
- ・家畜の保定、移動、運搬
 - ・畜舎等の消毒等
- 消毒ポイントにおける通行車両の消毒、自主的な移動制限強化区域の検討
- 受付業務** ○防疫活動の従事者の受付、健康診断（あるいはその補助業務）
- 情報提供** ○市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

口蹄疫対策のための農業団体の役割について

農業団体の役割

1. 基本事項

まず第一に、口蹄疫を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や家畜の健康観察等 について指導及び支援を行う。

(1) 管内で発生した場合に備えて検討する事項

- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
- 現地防疫活動（殺処分、埋却、消毒等）への動員方法、動員者数の検討
- 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

(2) 管轄外の市町村で発生した場合に備えて検討する事項

- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
- 現地防疫活動への動員協力の検討
- 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

2. 近県において口蹄疫が確認された時

- 県内発生時に備えた現地防疫活動への協力準備
 - ・消毒、埋却等を補助する動員者の選定
 - ・防疫活動に必要な機材の準備
- 県内への侵入を防止するための消毒の実施（あるいはその協力）
- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力
- 団体構成員への情報提供

3. 管内において異常家畜が発見された時

- 県から口蹄疫を疑う異常家畜を発見した旨の通報があった場合
（混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う）
- 現地防疫活動の準備
 - 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力

4. 疑似患畜決定時（国のPCR検査で陽性となった場合）

- 現地防疫活動の動員者の確保
- 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒の協力への準備
- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動の制限あるいは自粛の指示
- 団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

5. 防疫措置の実施

- 家畜防疫員による殺処分、埋却、消毒等に対する動員者の補助業務
 - ・家畜の保定、移動、運搬に係る補助
 - ・家畜の死体等の埋却に係る補助
 - ・畜舎等の消毒等に係る補助
- 消毒ポイントにおける通行車両の消毒への協力
- 団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

口蹄疫対策のための家畜の飼養者の役割について

○別にパンフレット等を作成して、周知する。周知に当たっては、市町村、関係団体等に協力を依頼する。

畜産農家の皆様へ

大切な家畜を口蹄疫から守るために

口蹄疫とは...

牛や豚などにかかる伝染病です。
口や蹄に水ぶくれができるのが特徴です。
また、発熱や多量のよだれを流し、食欲がなくなったりします。

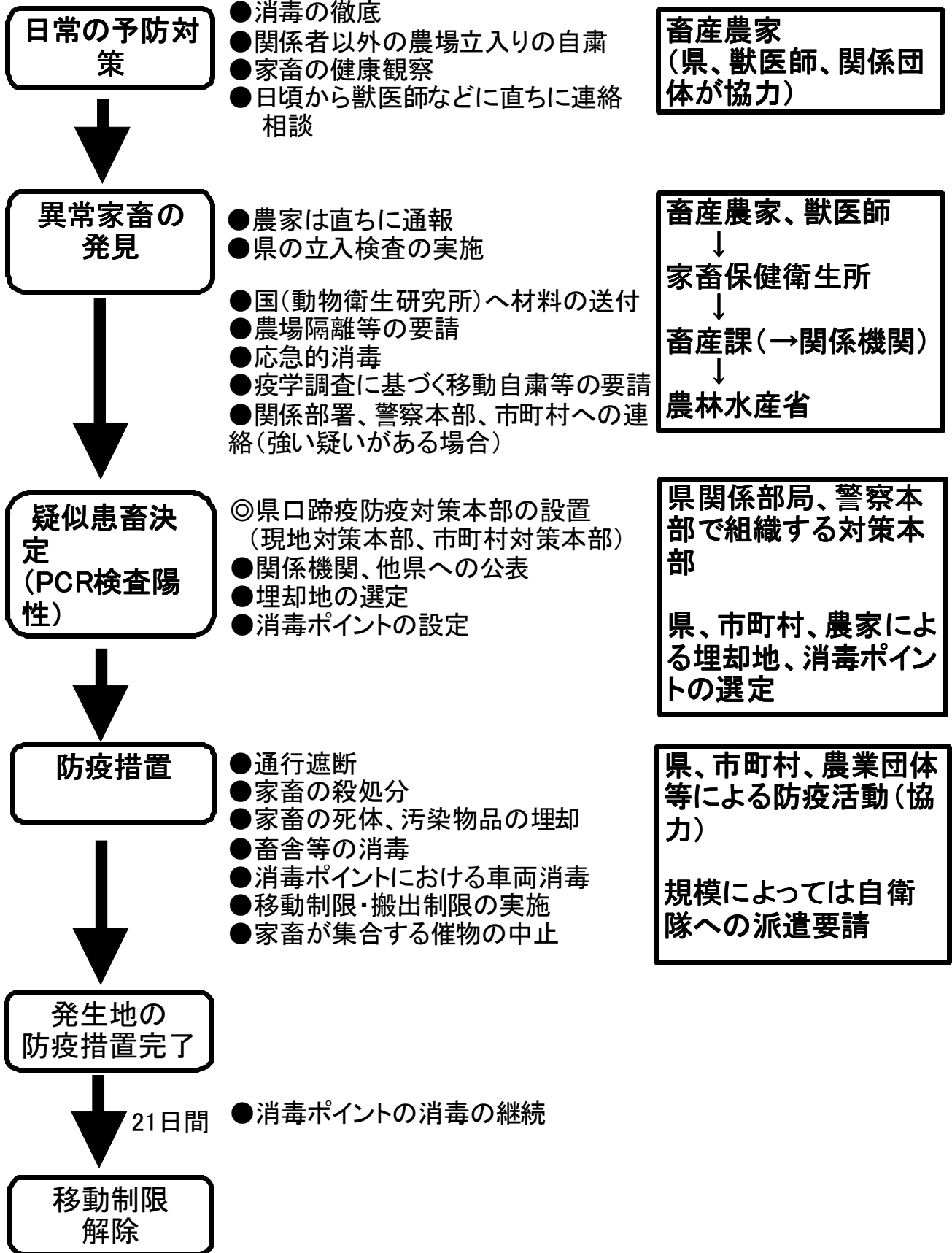
- 飼養する家畜の健康観察は毎日丁寧に行いましょう。
- おかしいなと思ったら、すぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。
- 関係者以外の農場への立ち入りは極力控えましょう。
- 農場を訪問する車や持ち込む器具等は必ず消毒しましょう。
- 作業着はこまめに交換し、消毒・洗濯しましょう。

牛の症状の目安(写真は裏面)

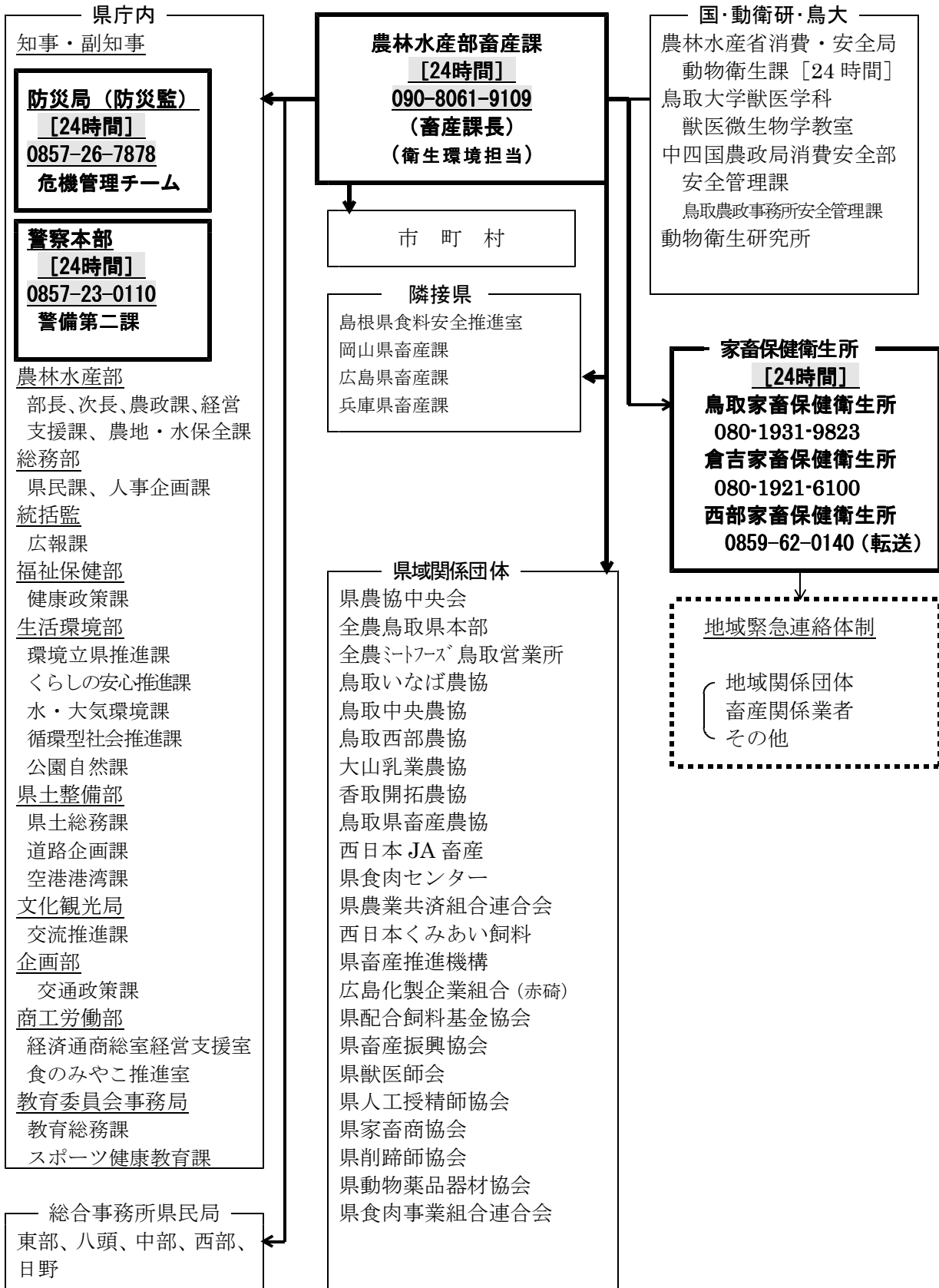
- ・口内の水ぶくれ(特に初期)
- ・口内や舌のまわりがただれている
- ・食欲減退
- ・多量のよだれ
- ・発熱がある(40℃以上)

※複数の家畜にこのような症状が見られる

(参考) 口蹄疫の予防、防疫措置の流れ



口蹄疫に係る緊急連絡体制図



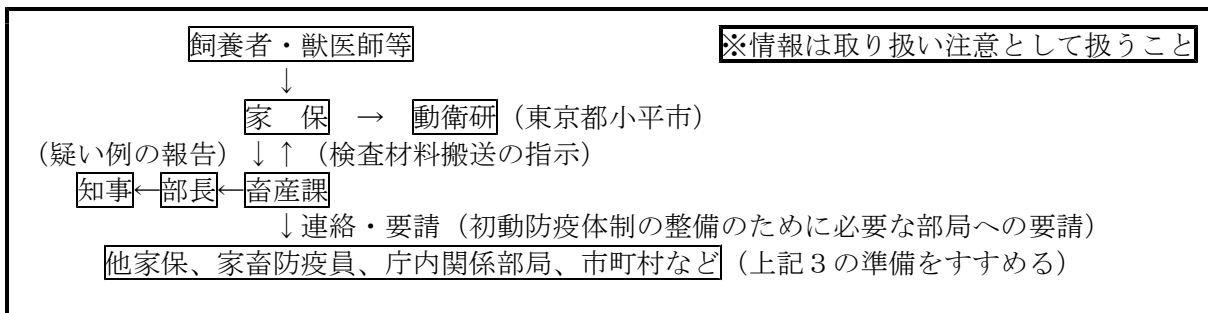
口蹄疫を疑う場合の連絡体制

●危惧される事項とその対応方法：

- 1 PCR 検査で確定後に、法に基づく防疫措置を早急に確立する必要
 - 現地及び制限区域内での防疫について、即応体制の確立が必要
対象；他家保、家畜防疫員、関係部局、関係市町村、関係団体、関係県
 - 情報を伝達し、初動防疫体制の整備をすすめる必要がある
- 2 疑い段階で、すでに周辺にまん延している可能性
 - 過去に当該農場と関連のあった家畜・人の動きを自粛してもらう必要がある
また、それらの家畜の異常を観察し、家保への通報を徹底する必要
対象；家畜飼養者、獣医師、人工授精師、削蹄師など疑い農場に過去出入りした人
 - 情報を伝達し、移動自粛要請・依頼する必要がある
- 3 今後、更にまん延させてしまう可能性
 - 予定されている業務（集乳、診療、人工授精、削蹄など）、イベント（家畜セリ市・共進会など）などを自粛してもらう必要がある
対象；農協、獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜せり市主催者など
 - 情報を伝達し、業務自粛要請する必要がある

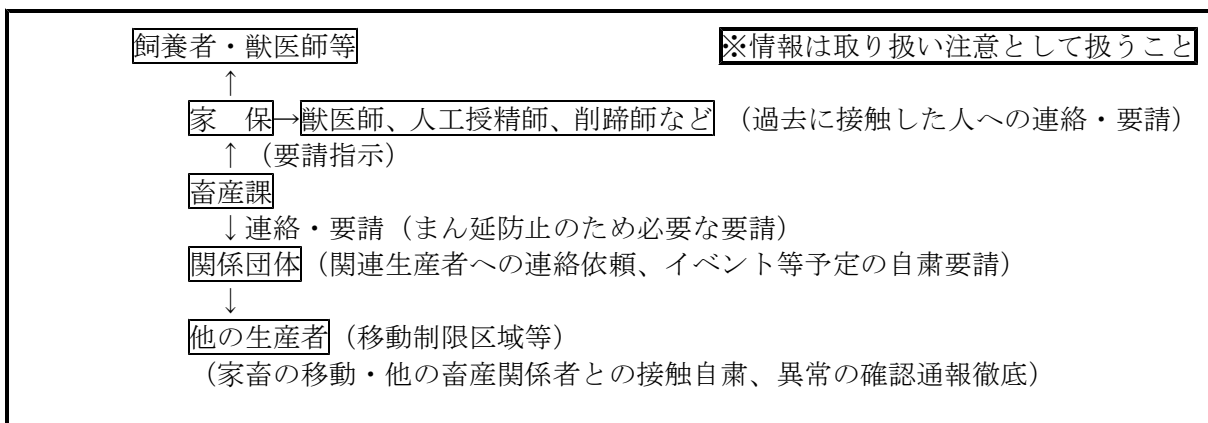
●疑い情報伝達フロー

(別途連絡先が想定されるリストを整理する。情報は「取扱注意」で扱う必要がある)



●まん延防止のための連絡・要請フロー

(別途連絡先が想定されるリストを整理する。情報は「取扱注意」で扱う必要がある)



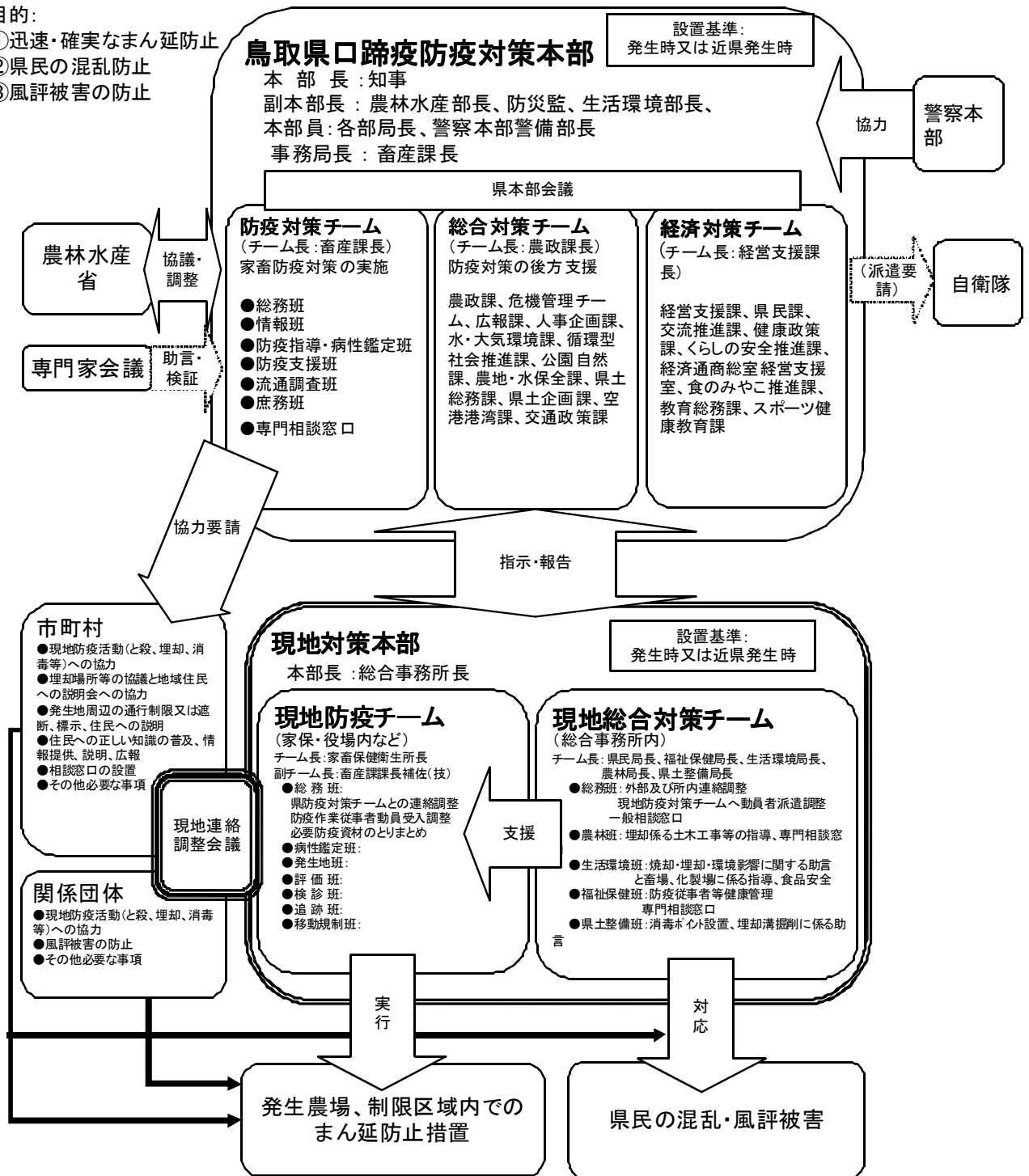
3 対策本部等
 (1) 県の体制

防疫体制のイメージ

鳥取県口蹄疫防疫対策本部体制図

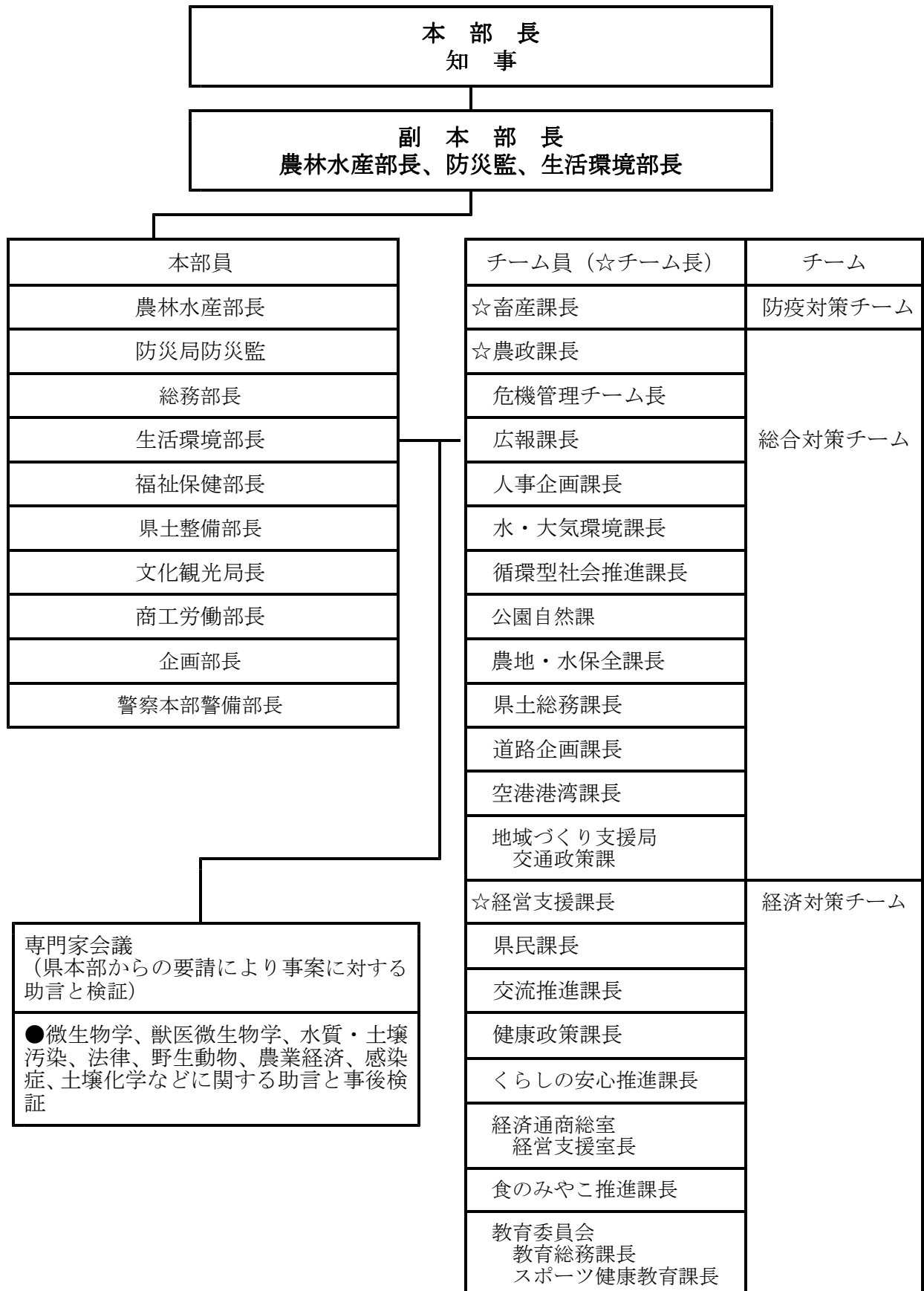
目的:

- ①迅速・確実なまん延防止
- ②県民の混乱防止
- ③風評被害の防止

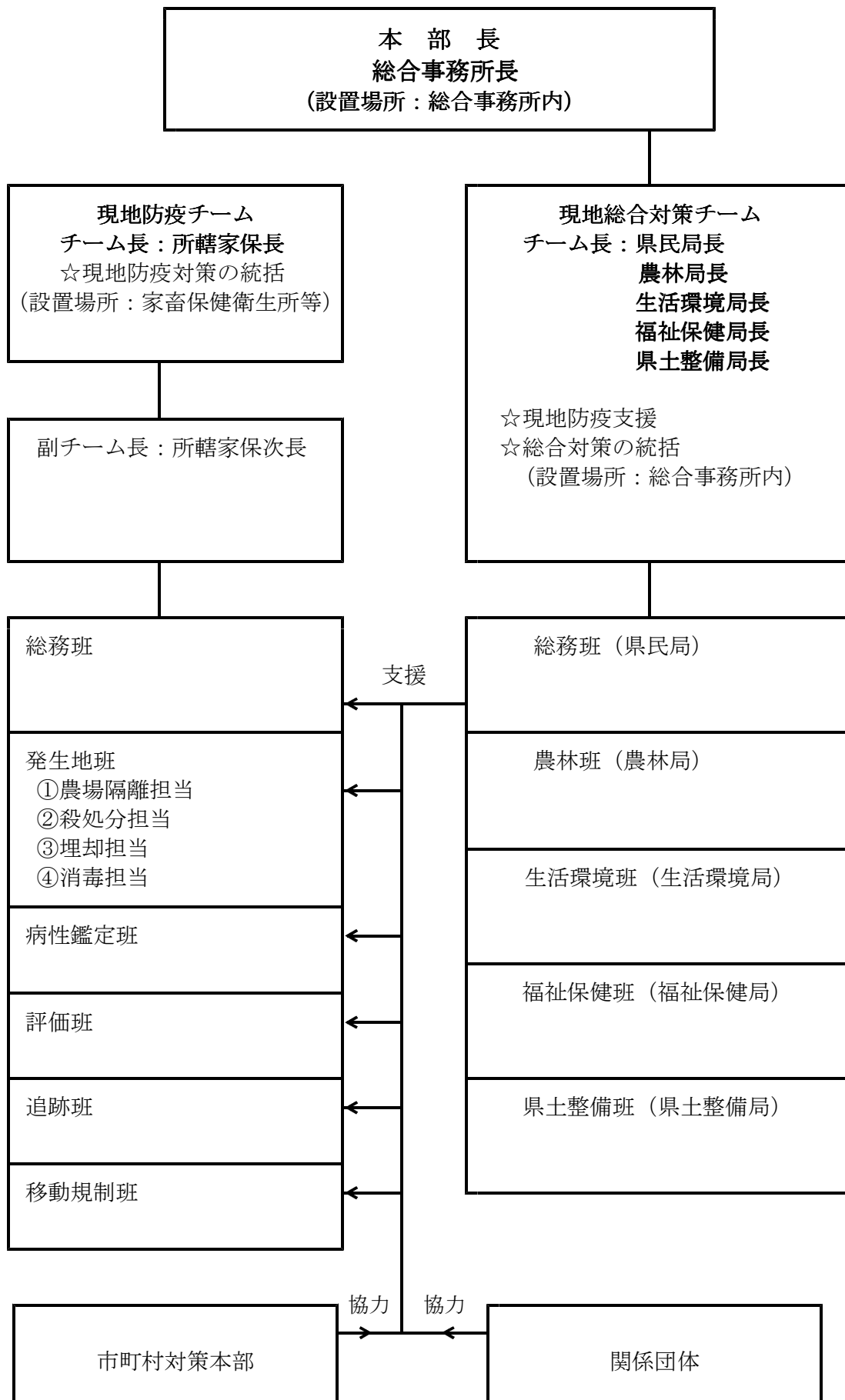


(2) 鳥取県口蹄疫防疫対策本部の体制図

設置場所：防災センター災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）



(3) 現地防疫対策本部の体制



(4) 県防疫対策チームの体制と役割

チーム名	班名	構成員	主な役割
防疫対策チーム 【家畜防疫対策の実施】	チーム長	畜産課長	☆防疫対策チームの総括 ○広報担当者
	副チーム長	課長補佐(事)	○関係部局等との連絡調整 ○庁内連絡会議の開催
	総務班	衛生環境担当主幹	○防疫方針の策定 ○農林水産省、関係機関との連絡調整 ○情勢分析 ○家畜の疾病に関する専門相談窓口
	情報班	課長補佐(技)	○発生情報の防疫情報の授受及び収集 ○広報資料等の作成 ○広報連絡及び問い合わせの対応
	防疫指導・病性鑑定班	衛生環境担当副主幹	○防疫措置の企画及び指導 ○発生現地の調査 ○発生原因その他の疫学調査 ○病性鑑定材料の採取・受入れ・送付に係る調整
	防疫支援班	酪農草地係長 肉用牛係長	○防疫要員の総合調整(国、他県、獣医師会との調整) ○焼埋却、消毒等防疫用の資・機材の調達及び配布 ○関連事業の調整 ○機動力の確保
	流通調査班	企画中小係長	○家畜、畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整 ○営農に関する専門相談窓口
	庶務班	管理担当	○所要経費、手当金等に係る農政課との連絡

(5) 県総合対策チームの体制と役割

チーム名	班名	構成員	主な役割
総合対策チーム 【防疫対策の支援】	チーム長	農政課長	☆総合対策チームの統括
	農政課	総務担当、企画調整室、農林水産業団体担当	○庁内各部との総合調整に関する事 ○農林水産部の総合調整に関する事 ○現地対策本部への防疫作業員等の本庁職員の動員調整(人事企画課への要請) ○予算の編成及び所要経費、手当金等の執行に関する事 ○農業災害補償に関する事
	危機管理チーム	危機管理担当	○庁内の危機管理体制に関する事 ○24時間災害時初動体制の統括に関する事 ○防災関係機関との連携・調整に関する事 ○自衛隊への災害派遣及び土木工事委託の要請 ○対策本部運営に関する技術的支援
	広報課	企画報道担当 電子広報担当	○資料提供、記者会見等の報道対応に関する事 ○施策広報に関する事(新聞、テレビ等) ○とりネットにおける特設ページの設置に関する事
	人事企画課	人材活用担当	○本庁及び発生地以外の総合事務所職員の現地本部派遣に関する事
	水・大気環境課長	水環境保全室	○環境影響評価の技術指導(水質)に関する事
	循環型社会推進課	廃棄物指導担当	○災害廃棄物の適正処理指導に関する事 ○廃棄物処理施設の技術指導に関する事
	公園自然課	自然環境保全担当	○国立・国定公園の特別地域内及び普通地域内への埋却に関する事 ○野生動物(偶蹄類)に関する事
	農地水・保全課		○埋却に係る土木工事等に関する事
	県土総務課	総務担当	○埋却に係る土木工事等の支援に関する事 ○部内各課及び地方機関との連絡調整に関する事
	道路企画課	路政担当(道路管理)	○道路占有許可等に関する事(現地本部が指定する消毒ポイント場所) ○交通規制及び鳥取県道路情報センターに関する事(現地本部が指定する道路)
	空港港湾課	港湾係、空港係	○空港及び港における感染防止対策に関する事
	地域づくり支援局 交通政策課		○空港(米子)における感染延防止対策に関する事

(6) 県経済対策チームの体制と役割

経済対策チーム	チーム長	経営支援課長	☆経営対策チームの総括
【本病の発生による 経済対策、 事案対応】	経営支援課	経営支援課課長補佐(技)	○被害農家への経営支援に関する事 ○農業金融に関する事
	県民課	県民の声担当	○相談窓口の案内に関する事 ○県民からの意見等についての調整に関する事
	交流推進課	韓国交流担当、東アジア交流担当、ロシア交流担当	○国際交流に係る本病の発生予防に関する事(入国される前の概ね1週間以上は家畜に接触しないことと、国内発生地は訪れないよう依頼する)
	健康政策課	感染症・新型インフルエンザ対策室、健康づくり文化創造担当	○防疫従事者の健康管理に関する事 ○専門相談窓口の設置(「心のケア」に関する事、人への感染に関する正しい知識の普及)
	くらしの安心局 くらしの安心推進課	食の安全担当 くらしの安全担当	○専門相談窓口の設置(食の安全に関する正しい知識の普及) ○と畜場及び化製場の指導に関する事 ○偶蹄類の展示動物等に係る指導及び要請等への協力
	経済産業総室 経営支援室	金融担当	○食肉関連事業者等に対する融資支援等に関する事
	食のみやこ推進課		○風評被害等の影響による牛肉・豚肉の消費低迷対策(地元食材利用促進)に関する事
	教育委員会	教育総務課 スポーツ健康 教育課	○偶蹄類の家畜を飼養する教育機関への周知に関する事 ○交通遮断等における通学に係る周知に関する事

(7) 現地防疫チームの体制と役割

チーム	班	構成員 (☆：リーダー)	主な役割
現地防疫チーム	チーム長	☆所轄家保所長	☆現地防疫チームの統括
	副チーム長	☆家保次長 ☆現地総合対策チームからの派遣	☆県防疫対策チームとの連絡調整 ☆各担当の総括 ☆現地総合対策チームとの連絡調整
	総務班	☆現地総合対策チームからの派遣 (動員者) ・現地総合対策チーム等 ・市町村 ・団体	○関係機関との連絡調整 ○管内連絡会議の開催 県対策本部及び管内関係団体との連絡並びに管内関係者からの問い合わせの対応者を明確にし、連絡及び回答の概要は記録する。なお、報道関係への対応は、原則として、県対策本部で行う。 ○管内の防疫活動の計画・調整 県対策本部の指導の下、管内の防疫活動の計画及び調整を行い、その結果を、防疫員告知板を用いて本部内へ周知する ○現地で必要な人員・資材の確保 ○防疫資材の出納事務 現地からの連絡を基に県対策本部と連携して、管内関係団体・機関の協力を得て、人員の確保及び派遣並びに資材の確保及び供給を行う。 ○文書管理 発生農場ごとの防疫措置状況（別記様式4）及び一覧表（別記様式5）の作成。 ○経理 a 各種の文書報告、指示等の様式の作成及び発送 b 備品の保管・借出し及び借出台帳の管理・保管 c 消耗品出納台帳の管理と出納事務 d 防疫員、雇用した獣医師その他の勤務台帳の管理 e 経理台帳の管理 ○焼埋却地選定、住民説明会
	発生地班	☆家畜防疫員 ・埋却地調整担当 ・農場隔離担当 ・殺処分担当 ・埋却担当 ・消毒担当 (動員者) ・現地総合対策チーム等 ・市町村 ・団体	○発生農場に常駐し、当面の防疫が一段落するまでの防疫措置（立入禁止、殺処分、消毒等）を指揮する a 防疫指針第2の3に基づいて行動するほか、毎日1回定時に現地対策本部に連絡する。 b 家畜防疫員の農場への出入りは、殺処分、死体処置及び予備消毒が完了するまでの間は、最小限とし、家畜防疫員のうち最低1人は必ず現地に常駐する。 c 発生地班の業務を終了した場合は、防疫指針第2の3の(5)による消毒を行う。
病性鑑	☆家畜防疫員	○届出、調査等により入手された情報により現地に急行し、検診す	

定班		<p>る</p> <p>a 発生を疑う通報は直ちに別記様式1に記載し、待機中の班員を現地へ急行させる。その後の措置は、防疫指針第2の1の(2)に準ずる。既に同地域で発生が確認され、県対策本部が開設されている場合は、特に必要が当たる場合を除き、直接県畜産課への通報を要しない。</p> <p>b 病性を決定し、口蹄疫と決定した場合は、発生地班の任務に当たる。</p> <p>○病性鑑定のための採材、搬送等を行う</p>
評価班	<p>☆家畜防疫員、普及員、団体職員、補助員</p> <p>(動員者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地総合対策チーム等 ・ 市町村 ・ 団体 	<p>○殺処分家畜等の評価を行う</p> <p>あらかじめ、地区ごとに選定していた評価人を速やかに招集し、防疫指針第2の3の(2)に基づき評価を行う。</p>
検診班	<p>☆家畜防疫員</p> <p>(動員者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地総合対策チーム等 ・ 市町村 ・ 団体 	<p>○発生地周辺地域の緊急検診及び摘発検査を実施する。</p> <p>a 巡回による人為的なウイルスの伝播防止措置に特に留意する。</p> <p>b 検診台帳(別記様式6)は毎日の業務終了時にチーム長に提出するほか、異常を認めた場合は、別記様式2に記載してチーム長に提出し、その判断を求める。</p> <p>c 本病のおそれのある家畜を発見した場合は、直ちに防疫指針第2の1の(2)に準じた措置をとり、電話で現地対策本部に通報する。</p> <p>d 検診の途中、午前及び午後の各1回、定期的に現地対策本部と電話で連絡をとる。</p>
追跡班	<p>☆家畜防疫員</p> <p>(動員者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地総合対策チーム等 ・ 市町村 ・ 団体 	<p>○発生家畜と関係のある家畜の疫学調査及び防疫上の指示を行う。</p> <p>a 発生農場と直接的又は間接的に関係した農場を調査し、別記様式7により記入し、毎日、本部長に提出する。</p> <p>b 本病のおそれがある家畜を発見した場合は、防疫指針第2の1の(2)に準じた措置をとり、電話で現地対策本部に通報する。</p>
移動規制班	<p>☆家畜防疫員</p> <p>(動員者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地総合対策チーム等 ・ 市町村 ・ 団体 	<p>○移動の規制、と畜場・家畜市場等の監視、移動許可書の発行等制限地域内の防疫措置に係る指導を行う。</p> <p>a 移動規制は、市町村等の協力を得て、的確に実施する。</p> <p>b 移動規制地域の標示を行う場合は、所轄市町村と連絡を密にとる。</p> <p>c 移動の規制及び家畜集合施設における催物等の開催の制限を設けるに当たっては、家畜防疫員により措置判断が異なることがないように、あらかじめ、適用例の内容等を十分に決定しておく。</p> <p>d 規制地域内の生産者その他の関係者が行うべき防疫活動について、啓発するとともに、これら相互協力の指導等を行う。</p>

(8) 現地総合対策チームの体制と役割

チーム名	班	構成員	主な役割
現地総合対策チーム	チーム長	県民局長 福祉保健局長 生活環境局長 農林局長 県土整備局長	☆現地防疫支援・総合対策チームの統括 ☆所管局の統括
	総務班	県民局企画総務課 (企画県民課)	○総合事務所本部の設置 ○県本部との連絡調整 ○現地防疫対策チームとの連絡調整 ○市町村等との連絡調整 ○現地防疫対策本部への動員派遣調整 ○他の総合事務所への連絡調整 ○一般相談窓口
	農林班	農林局各課	○現地防疫対策本部への派遣 ○経営支援 ○埋却に関する土木工事に関すること ○専門相談窓口（営農に関すること）
	生活環境班	生活環境局環境・ 循環推進課 同局生活安全課	○焼却・埋却・環境影響に関する助言 ○と畜場及び化製場に係る指導 ○野生動物（偶蹄類）に関すること ○専門相談窓口（食品の安全に関すること）
	福祉保健班	福祉保健局健康支 援課及び保健衛生 課	○防疫従事者等健康管理 ○専門相談窓口（心のケアに関すること）
	県土整備班	県土整備局維持管 理課	○消毒ポイント設置時の場所、道路占有許可に関する 助言 ○消毒ポイント、現地での防疫基地設置及び埋却時の 埋却溝掘削のための建設業協会等業者との調整 ○掘削工の発注及び現場監督業務 ○散水車による道路の消毒

(9) 市町村現地対策本部の体制と役割 (設置例)

対策本部	班	構成員	主な役割
市町村現地対策本部 (市町村役場)	本部長	市町村長	☆市町村現地対策本部の統括、方針決定
	副本部長	副市長又は助役	☆本部長の補佐
	総務班	総務担当課	○県対策本部、県現地対策本部との連絡調整 ○防疫従事者の集合場所、健康診断場所等の確保 ○庁内各課への動員要請等の総合調整等 ○交通制限・健康などに関する地域住民への情報提供 ○住民からの問い合わせについての窓口紹介 ○住民への防疫対策の理解・協力について広報
	発生地支援班	産業（農林）担当課 廃棄物担当課、建設土木担当課、庁内動員者など	○現地防疫チームと連携した農場の隔離、殺処分、消毒等、埋却活動の実施 ○発生地の周辺に設置する防疫基地の設置に関する調整 ○焼却又は埋却に係る調整、埋却の場合は場所の選定 ○埋却溝掘削に関する調整 ○埋却に係る地域住民との説明会に係る調整
	移動制限支援班	建設土木担当課、庁内動員者など	○通行遮断に係る地区住民への説明会の開催調整 ○発生農場周辺の通行制限（町道に限る）、協力 ○現地防疫チームと連携した消毒ポイントでの消毒の実施 ○消毒ポイント設置に係る地区住民への説明 ○消毒ポイントの設置・運営支援 ○消毒ポイントでの水、電気の確保支援
	検診・病性鑑定支援班	産業（農林）担当課	○現地防疫チームが行う検診、病性鑑定への人的支援 ○偶蹄類の家畜飼育者への異常の有無の確認、及び家保への通報に関する協力 ○愛玩用の偶蹄類の家畜飼養者への立会案内
	健康支援担当	保健担当課	○現地総合対策チームとの連携による防疫従事者の健康管理支援 ○健康相談窓口の設置（心のケア）

IV (各論) 防疫措置の詳細

1 異常家畜等の発見通報から防疫措置まで

(1) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置		
項目	措置事項	摘要
ア 異常家畜の通報の受理	家畜の所有者、獣医師等から異常畜を発見した旨の通報を受理した場合、当該通報に係る事項を当該通報に係る事項をあらかじめ定めた様式の調書(別記様式1)に正確に記録する。 家畜の所有者等に対し、現地到着予定時刻を連絡する。	(家畜の所有者)
イ 所有者等への指導	(ア) <u>異常畜の所有者に対する指導事項</u> a 口蹄疫という極めて悪性の伝染病に似ていることを十分に説明すること。 b 確実な診断が得られるまでの間、偶蹄類以外の動物を含むすべての動物をけい留し、又は隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講じるまでの間、閉鎖すること。 c 当該家畜の飼養場所(以下「農場」という。)の出入口を1か所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。 d 応急的な消毒を行うこと(人に対する消毒を含む)。 e 急病等の緊急かつやむを得ない場合以外は外出をせず、農場及びその関連施設の外に物を搬出しないこと。また、外出する場合は、(イ)のbに従って消毒等を行うこと。 f 当該家畜の生乳、精液等の生産物及び排せつ物並びに排せつ物を含む敷料等は他の家畜、人及び物と接触することがないように措置すること。	(異常畜の所有者)
	(イ) <u>異常畜を診断し、又は検案した獣医師に対する指導・依頼事項</u> a 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、(ア)の事項が遵守されるよう助言し、及び指導すること。 b 当該農場を去る前に、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒並びに車両の洗浄及び消毒を行い、直ちに帰宅するとともに、帰宅後は、更に車両、携行用具、衣服等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。 c 異常畜が本病でないと判明するまでは、偶蹄類の動物と接触しないこと。なお、本病と判明した場合は、異常畜を診断し、又は検案した後7日間は偶蹄類の動物と接触しないこと。	(獣医師)
	(ウ) <u>食肉センターにおいて異常畜が発見された場合の措置事項</u> a 食肉センターでの家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止すること。 b 異常畜の出荷農場を直ちに特定し、(ア)の指導を行うこと。 c 異常畜を発見したと畜場において、と畜検査員と相談の上、と畜場内やと畜場に立ち入った者、車両等の適切な防疫措置を行うこと。また、異常畜以外の搬入されている家畜の出荷農場の特定を行うとともに、当該農場において経過観察等の防疫措置を講じること。	(食肉センター、食肉衛生検査所)
ウ 県畜産課への連絡	家畜防疫員は、家畜保健衛生所長に当該通報のあった旨を報告し、別記様式1を県畜産課に電子メール等で送信するとともに、その概要、現地到着予定時刻及びその後の連絡方法について電話で連絡する。	(県畜産課)

<p>エ 家畜保健衛生所長の指示</p>	<p>(ア) 家畜保健衛生所長は、当該通報のあった旨の報告を受けた後、直ちに家畜防疫員に必要な用具を携行させ現地に急行させる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>家畜防疫員が現地に携行する用具</p> <p>(1) 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等</p> <p>(2) 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定具、ロープ（保定用）、白布（1 m×30 cm）、鎮静剤、プロバング、懐中電灯等</p> <p>(3) 病性鑑定材料採取用器材：外科用ハサミ、材料送付ビン、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等</p> <p>(4) 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等</p> <p>(5) 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等</p> <p>(6) その他：ビニール袋、着替え、食料品等</p> </div> <p>(イ) 当該農場に立ち入る家畜防疫員、家畜保健衛生所及び県畜産課の間の連絡担当者の設置、現地周辺の家畜の飼養状況等の関連資料の準備を行う。</p>	<p>(疑い農場)</p>
<p>オ 家畜防疫員の立入検査</p>	<p>(ア) 家畜防疫員は、現地到着後、車両を農場施設の外に置いて、防疫衣を着用し、現地に携行した用具をもって施設内に入る。</p> <p>(イ) 家畜防疫員は、一般臨床所見を中心に検査を実施するとともに、疫学的調査も併せて行う。</p> <p>(ウ) 一般臨床検査では、デジタルカメラ等により症状、病変部の画像を必ず撮影し、家畜保健衛生所の連絡担当者に送信する。</p>	<p>(異常畜の所有者) (県畜産課)</p>
<p>カ 本病が否定される場合</p>	<p>家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。</p> <p>(ア) 現地で行った検査及び調査の結果並びに判断の根拠を家畜保健衛生所の連絡担当者に電話で連絡し、連絡担当者はその根拠について十分に検討し、家畜保健衛生所長に確認の上、県畜産課に電話連絡するとともに、あらかじめ定めた様式の調書（別記様式2）に速やかに記録し、電子メール等で送信する。また現地で撮影した臨床症状等の画像も併せて送信する。</p> <p>(イ) 県畜産課から家畜保健衛生所長を通じて根拠に不明な点等の再調査の指示があった場合、その指示に従う。県畜産課は、本病が否定されることを確認した場合には、当該農場等に対する指示を解除する。</p>	<p>(県畜産課)</p>
<p>カ 本病が否定できない場合</p>	<p>家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。</p> <p>(ア) 家畜保健衛生所の連絡担当者に電話で連絡し、連絡担当者は家畜保健衛生所長に確認の上、県畜産課に連絡するとともに、あらかじめ定めた調書（別記様式2）に速やかに記録し、電子メール等で送付した上で、その後の指示を求める。また現地で撮影した臨床症状等の画像も併せて送信する。</p> <p>(イ) 県畜産課から家畜保健衛生所長を通じて病性鑑定依頼を行う旨の指示があった場合、病性鑑定用材料を採取する。</p>	<p>(県畜産課)</p>
<p>キ 材料の採取</p>	<p>材料の採取に当たっては、必要に応じて、県畜産課又は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）を通じ、動物衛生研究所に技術的な助言を求め、又は専門家の派遣等を要請する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>病性鑑定用材料の採取及び送付の方法は、以下のとおりとする。</p> </div>	<p>(県畜産課)</p>

	<p>(ア) 水疱材料が得られる場合</p> <p>a 材料：水疱上皮 1 g 以上（異常畜の舌又は口内のものが最良であるが、蹄部のものでもよい。水疱上皮は新鮮な破裂前のものが望ましく、同一群であれば複数頭から集めてもよい。発病当日のものであれば理想的である。）</p> <p>b 水疱上皮の保存液：0.04 Mのリン酸緩衝液とグリセリン液を等量混和し、pH7.2～7.6に調整する。</p> <p>c 材料の処理：保存液（水疱液そのものが得られた場合には保存液は不要。）を入れた送付容器に入れ、密栓し、容器の外側は4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、破損や水漏れがないよう更に包装を厳重にして、氷を入れた容器に収めて運搬する。</p> <p>(イ) 水疱材料が得られない場合</p> <p>a 材料：食道咽頭粘液、病変部ぬぐい液等（食道咽頭粘液については、採取器による採取後、広口びんに入れ、性状を観察し細胞成分が含まれていることを確認する。胃内容物や血液が混入した場合には、水又は緩衝液で口腔を洗浄し再度採取する。）</p> <p>b 食道咽頭粘液の保存液：0.08 Mのリン酸緩衝液に牛血清アルブミン 0.01 %、フェノールレッド 0.002 %、抗菌性物質（ペニシリン 1,000 単位、ストレプトマイシン 1,000 μ g/mL、ファンギゾン 2.5 μ g/mL）を添加し、pH7.2～7.6の範囲に調製する。</p> <p>c 材料の処理：食道咽頭粘液は、採取後直ちにその 2 mL を等量の保存液が入った送付容器に入れて混和密栓する。容器の外側は 4 %炭酸ソーダ溶液で消毒し、ドライアイス又は液体窒素により急速凍結する。病変部拭い液又は扁桃拭い液の綿棒等で採取した拭い液は、綿棒等が確実に浸る量の細胞培養液（pH は中性に調製）を入れた送付容器に綿棒等のままつけ込み、密栓して外側を 4 %炭酸ソーダで消毒し、ドライアイス又は液体窒素により急速凍結する。</p> <p>凍結した材料は、ドライアイスを含めた運搬容器等を用いて、解凍させない状態で、運搬する。</p> <p>(ウ) 血液採取</p> <p>a 材料：血清（常法により血液を採取し、密栓試験管に入れたまま凝固させる。いかなる血液凝固防止剤（ヘパリン等）も用いないこと。）</p> <p>b 材料の処理：外側を消毒し、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて、保冷（非凍結）して運搬する。</p> <p>※ただし、本病が継続的に発生する場合において、症状からもその病性が明らかである等の場合においては、材料の採取を不要とすることがある。</p>	
ク 材料の搬送	<p>(ア) 適切に病性鑑定用材料を採取し、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）（東京都小平市）に搬送する。この場合の搬送については、あらかじめ現地で病性鑑定材料を受け取り、又は動物衛生研究所まで搬入する家畜防疫員を定めておく。</p> <p>(イ) 動物衛生研究所への運搬は、県畜産課が動物衛生課に事前に連絡の上、直接家畜防疫員が持参する。輸送に当たっては、空輸又はJR等、最も早く確実な運搬方法を選ぶ。</p>	(病性鑑定室)

	(ウ) 検査材料には必ず病性鑑定依頼書(別記様式3)を添付する。	
ケ 病性鑑定材料搬送後の現地家畜防疫員の対応	<p>立入検査を行った家畜防疫員は、そのまま農場に残り、以下の対応を行う。</p> <p>(ア) 異常畜の所有者に対して立入検査の状況を十分説明する</p> <p>(イ) 検査結果が判明するまで、再度、所有者に対する指導事項を徹底する</p> <p>(ウ) 別記様式2の疫学調査等必要な調査を継続する</p> <p>(エ) 初動防疫に必要な事項について、家畜保健衛生所長から指示を受け、調査を行う。</p> <p>(オ) 県畜産課の指示があるまで現地を離れない。</p> <p>(カ) 初発の場合には、現場の所見のみで直ちに本病と決定しない。</p>	(家畜保健衛生所長) (県畜産課)
コ 病性鑑定材料搬送後の家畜保健衛生所の対応	<p>病性鑑定材料搬送後の家畜保健衛生所は、本病の発生を想定して、初動防疫に必要な以下の事項について計画を作成する。</p> <p>(ア) 過去21日間の当該農場における家畜の移動及び過去7日間に接触した者の連絡先のリストアップ。</p> <p>(イ) 現地の初動防疫に必要な防疫資材のリストアップ、必要量の算定及び調達計画</p> <p>(ウ) 現地の通行遮断及び消毒ポイントの設置場所の検討</p> <p>(エ) 予定される制限区域内の偶蹄類の家畜の飼養場所のリストアップ</p> <p>(オ) 予定される防疫人員の算定</p> <p>(カ) その他必要な事項</p> <p>(キ) 県畜産課からの指示により、上記疫学関連者に対して、家畜の移動自粛、偶蹄類の家畜飼養者との接触自粛を要請する。</p>	(畜産課)

(2) 県畜産課の対応		
項目	措置事項	摘要
ア 異常畜報告時	<p>家畜防疫員からの報告があったときは、患畜等の発生の場合を想定し、次に掲げる準備に着手する。</p> <p>(ア) 特に次に掲げる場合には、至急、動物衛生課に電話で連絡するとともに、別記様式1の調書を電子メール等で送信する。</p> <p>a 発症家畜が複数である場合</p> <p>b 発症後数日で群内に広がりがある場合</p> <p>(イ) 緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、各家畜保健衛生所等における緊急連絡網の整備状況(電話、ファクシミリ、電子メール等)及び防疫用資材の調達計画を点検する。</p>	(家畜保健衛生所) (動物衛生課) (各家畜保健衛生所)
イ 本病が否定される場合	<p>(ア) 否定されると判断する根拠について、十分に質問し、それを確認する(疑わしい事項があれば、更にその追求を指示する。)</p> <p>(イ) 本病が否定されると確信する場合には、家畜防疫員の待機を解除することとするが、別記様式1により動物衛生課に連絡を行っている場合には、動物衛生課にその旨を電話で連絡するとともに、別記様式2の調書をメール等で送信し、指示を受けた後、家畜防疫員の待機を解除する。</p>	(家畜保健衛生所)
ウ 本病が否定できない場合	<p>(ア) 本病を否定できない旨の連絡があった場合には、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施・準備等について必要な指示を与える。</p> <p>(イ) 動物衛生課にその旨を電話連絡するとともに、別記様式2を電子メール等で送信する。必要であれば現地の家畜防疫員から直接異常</p>	(家畜保健衛生所) (動物衛生課)

	<p>の状況等について動物衛生課に連絡させることとし、その際はデジタルカメラ等を用いた通信画像も活用する。</p> <p>(ウ) 動物衛生課との協議の結果、動物衛生研究所に病性鑑定材料を送付することを決定した場合は、家畜保健衛生所にその旨指示を行う。</p>	
エ 本病を強く疑う場合	<p>(ア) 発症家畜が複数である場合、発症後数日で群内に広がりがある場合などが確認され、臨床症状から本病を強く疑う場合には、動物衛生課に確認した上で、関係市町村、及び隣接県の畜産主務課に対しても別記様式2の調書により連絡することとし、連絡を受けた関係市町村及び隣接県においては、この時点の情報の取扱いには慎重を期する。</p> <p>(イ) 周辺市町村の家畜の飼養状況等衛生関連情報の整理を行うとともに、当該農場との関連場所（家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係の出入り等）について、風評等に配慮し、情報管理に慎重を期しつつ家畜保健衛生所に疫学調査を指示する。</p> <p>(ウ) 初発の場合には、現地からの報告のみで直ちに本病と決定しない。</p>	<p>(動物衛生課)</p> <p>(関係市町村)</p> <p>(隣接県)</p>
オ 疫学関連者等への連絡及び要請	<p>県畜産課は、病性鑑定材料の搬送後、家畜保健衛生所から疫学情報を取りまとめ、本病の発生を想定し、初動として以下の対応を行う。</p> <p>(ア) 疑い農場に関連する全ての業者に対して、検査結果が判明するまで、当面業務の自粛を要請する</p> <p>(イ) 家畜保健衛生所へ、疫学関連業者及び農場に対して、連絡又は検査結果が判明するまで、以下の要請を指示する。</p> <p>a 家畜の異常をよく観察し、本病の臨床症状など異常が確認されたら、速やかに家畜保健衛生所に通報すること。</p> <p>b 畜産関係者の農場の出入りを厳しく制限すること</p> <p>c 家畜の移動を自粛すること</p> <p>d 他の農場への出入りや畜産関係者との接触を避けること</p> <p>(ウ) これらの要請を行った旨を庁内関係部署に連絡する。</p>	<p>(疫学関連農場、業者)</p>
カ 防疫措置の準備	<p>(ア) 鳥取県口蹄疫防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置準備</p> <p>(イ) 公表、命令、通行遮断及び移動制限等に関する準備</p> <p>(ウ) 緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、各家畜保健衛生所等における緊急連絡網の整備状況（電話、ファクシミリ、電子メール等）及び防疫用資材の調達計画を点検する。</p>	

2 病性決定時の措置

動物衛生課から、本病の患畜又は疑似患畜と診断することが適当と判断した旨の連絡が、県畜産課にあった場合は、直ちに以下の対応を行う。

項目	措置事項	概要
(1) 発表	<p>ア 発表内容は、あらかじめ定めた様式（別紙1）を参考に、動物衛生課と県畜産課とで調整する。</p> <p>イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、県畜産課は動物衛生課と調整した上で、県関係部局、関係市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。</p> <p>ウ 発表は、農林水産省と県とがそれぞれ行う。この場合、農林水産省と県とは、あらかじめ整備している情報提供ルートに沿って関係者に周知する。</p> <p>エ 畜産課に広報担当者を置く。</p> <p>オ 新たな発生、移動の規制等の事実関係は、必要に応じ、その都度新聞社、テレビ局等の報道機関に資料を配布するほか、定期的に応報用資料を作成し、関係者に配布する。</p> <p>カ 併せて、県の各防疫対策本部の設置の公表、及び本病のまん延防止のため、発生農場及びその周辺並びに偶蹄類の家畜飼育場所等に対するマスコミ取材の自粛を要請する。</p>	
(2) 防疫対策本部の設置	<p>県庁内に県対策本部を、発生地を管轄する総合事務所に現地対策本部をそれぞれ設置する。</p> <p>ア 各対策本部には、緊急用専用電話及び専用ファクシミリを備え付ける。</p> <p>イ 県対策本部においては、必要に応じ、あらかじめ定めた様式（別紙2）を参考に、本病の概要、留意点等を記載した文書を作成し、関係者に配布する。市町村、関係団体（農業協同組合、家畜市場、と畜場、農業共済団体、都道府県獣医師会、開業獣医師、人工授精所、乳業施設、食肉加工場、飼料会社等）には、文書で各対策本部を設置した旨を通知し、防疫活動についての協力を要請する。</p>	
(3) 県対策本部会議等	<p>ア 県対策本部会議の開催 県対策本部会議において、県防疫対策チームは、疑似患畜の発生に関する概要、今後のスケジュール、各部局の役割分担、防疫措置への支援、今後想定される事例への対応について説明し、情報の共有を図る。</p> <p>イ 専門家会議 県対策本部は、必要に応じて、微生物学、獣医微生物学、水質・土壌汚染、法律、鳥類、農業経済、感染症、土壌化学などに関する専門家会議を開催し、事案に対する助言と検証を依頼する。</p>	
(4) 現地防疫対策連絡調整会議	<p>現地防疫チーム長は、防疫措置を円滑に実施するため、総合対策チーム、関係市町村、関係団体等をメンバーとする現地防疫対策連絡調整会議を開催し、本病の疑似患畜発生に関する概要、今後のスケジュール、各役割分担、防疫措置への協力について説明し、情報の共有を図り、防疫措置に関する方針を確認する。</p>	
(5) 市町村における対応	<p>市町村は、県対策本部からの協力要請に基づき、以下の対応を行う。</p> <p>ア 「市町村口蹄疫対策本部」（以下「市町村対策本部」という。）の設置</p>	

	<p>イ 発生地周辺の通行制限（市町村道に限る）</p> <p>ウ 発生地周辺住民への通行遮断及び埋却に関する説明会の開催協力</p> <p>エ 死体及び汚染物品等の焼埋却方法の確認及び埋却の場合の場所選定に関する助言</p> <p>カ 埋却を行う建設業者等に関する助言</p> <p>キ 防疫従事者の集合施設及び健康診断場所の確保</p> <p>ク 発生地及び消毒ポイント等防疫作業に要する動員者の確保</p> <p>ケ 消毒ポイントの設置場所に関する助言</p> <p>コ 消毒に係る水（給水車、消火栓の利用）、及び電力の確保</p> <p>サ 防疫措置に係る動力噴霧機、遮断ゲート、消毒ポイントの表示等の必要な資材の入手に関する助言</p> <p>シ 一般市町村民への防疫活動に対する理解を得るため等の広報</p> <p>ス 風評被害防止のための口蹄疫に関する正しい知識に関する広報</p> <p>セ その他必要な事項</p>	
(6)関係団体等における対応	<p>関係団体は、県対策本部からの協力要請に基づき、以下の対応を行う。</p> <p>ア 初動防疫における関係団体の役割分担の確認</p> <p>イ 生産者への正しい情報提供</p> <p>ウ 発生状況の調査に関する協力</p> <p>エ 現地防疫措置への支援</p> <p>オ 発生地周辺の通行制限に関する支援</p> <p>カ 発生地での殺処分及び汚染物品等の処理に関する</p> <p>キ 消毒ポイント等防疫作業に関する支援</p> <p>ク 消毒に係る水の確保（給水車、消火栓の利用）</p> <p>ケ 防疫措置に係る動力噴霧機、遮断ゲート、消毒ポイントの表示等の必要な資材の入手に関する助言</p> <p>コ 埋却を行う建設業者等に関する助言</p> <p>サ 消費者への防疫活動に対する理解を得るための広報</p> <p>シ 風評被害防止のための口蹄疫に関する正しい知識に関する広報</p> <p>ス その他必要な事項</p>	
(7)県内の家畜防疫員の動員	<p>ア 現地防疫チームは、あらかじめ整備しておいた業務割り当てを参考に、必要な家畜防疫員の人数、業務分担を決定し、必要な家畜防疫員の人数を県防疫対策チームに連絡する。</p> <p>イ 県防疫チームは、必要な人数の家畜防疫員に対して集合を命じ、その他の家畜防疫員についても当分の間（約2週間）、常時その行動や所在を把握する。</p>	
(8)防疫人員の確保（動員等）	<p>ア 一般動員</p> <p>a 現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部中心となり、関係部局、市町村及び関係団体等の協力を得て確保する。</p> <p>b 現地防疫チームは、あらかじめ整備しておいた業務割り当てを参考に、必要な防疫人員の人数、業務分担を決定し、不足する人数を現地総合対策チームに連絡する。現地対策本部は県対策本部に連絡するとともに、相互に連携しながら、県庁、総合事務所、市町村及び関係団体等と調整し、動員者を確保する。</p> <p>c 動員者の選定に当たっては、作業内容により、年齢、性別、体調、職歴等に留意して決定する。また、日常、偶蹄類の家畜飼養農場において作業を行っている者は、まん延防止の観点から、原則として防疫作業に当たらないこととする。</p> <p>d また、防疫人員の確保に当たっては、状況により、民間からの雇用も考慮することとする。</p>	

	<p>●発生規模別 県職員（一般）動員の考え方（目安） 県職員の発生規模別動員先のおおよその目安は下記のとおりとするが、状況により、臨機応変に対応する。 (ア) 発生が1ヶ所のみである場合：総合事務所及び農林水産部内で対応する (イ) 発生が複数ヶ所で確認され、(ア)の動員のみでは対応出来ない場合：(ア)以外にも動員の範囲を広げる (ウ) 発生が同時多発的であり、かつ大規模の場合：本県以外にも動員の発的であり、かつ大規模の場合：本県以外にも動員の範囲を広げる</p> <p>イ 家畜防疫員 a 防疫措置の遅延によりまん延の拡大が見込まれる場合、また、その後の発生状況等に応じて、本県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、県防疫対策チームは、動物衛生課に対して、不足人員数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼し、派遣要請を行う。</p> <p>ウ 自衛隊への派遣要請 a 想定を超える大規模な発生があり、県、市町村、関係団体等による対応では十分な防疫措置が講じられず、まん延の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、事前に動物衛生課と協議の上、危機管理チームに対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続を行い、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条（災害派遣）又は100条（土木工事の受託）に基づき、知事から自衛隊への派遣要請を行う。</p>	
(9) 公示、通報及び報告	<p>ア 県対策本部は、法第13条第4項の規定に基づき本病の発生を公示する。 イ 当該家畜の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係県知事に通報し、かつ農林水産大臣に報告する。</p>	
(10) 本病発生に係る命令(告示)	<p>本病発生に伴い以下の命令を告示する。</p> <p>ア 家畜等の移動等の禁止 法第32条第1項及び県規則第3条第2項の規定に基づき、生きた偶蹄類の家畜並びに本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、移動を制限する区域（以下「移動制限区域」という。）を定め、区域内での移動を禁止、及び当該区域外からの移入又は当該区域外への移出を禁止する。また、生きた偶蹄類の家畜並びに本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、搬出を制限する区域（以下「搬出制限区域」という。）を定め、当該区域外への移出を禁止する。</p> <p>イ 家畜集合施設の開催等の停止 法第34条及び県規則第4条の規定に基づき、移動制限区域内での家畜市場、畜産共進会等偶蹄類の家畜を集合させる催物の開催及びと畜場の事業を停止する。</p> <p>ウ 放牧等の停止 法第34条及び県規則第5条の規定に基づき、移動制限区域内での新たな放牧、人工授精を停止する。</p> <p>エ 消毒方法の実施 法第9条の規定に基づき、全県下の偶蹄類の家畜の飼育場所を対象</p>	

	に、当該施設に出入する人及び車両並びに畜舎及び敷地辺縁部について、塩素系消毒薬又は消石灰等による消毒の実施。	
--	--	--

3 発生地における防疫措置

発生地での防疫措置の遅延は、本病のさらなるまん延を引き起こす危険性があること、また、移動制限期間にも影響を及ぼし、畜産農家のみならず関連事業者及び地域住民へ与える影響が極めて大きいことから、発生地での防疫措置は迅速に行う。

項目	措置事項	摘要
(1)基本事項	<p>ア 現地の家畜防疫員により措置する場合は、現地防疫対策チームは、現地防疫チーム長を総括責任者として定め、かつ、それぞれの業務分担及び指揮命令系統は、家畜防疫員がリーダーとして指揮命令を行う。</p> <p>イ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の必要数量の算定は、現地防疫対策チームで実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定頭数（畜種別）、殺処分の方法、死体処理方法、家畜共済及び家畜防疫互助事業への加入の有無、消毒面積等の防疫措置に必要な事項について同チームに確認し、指示を受ける。</p>	
(2)疑似患畜の所有者への説明	<p>家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、本病の概要、法の趣旨、所有者の義務、県の協力方針、法第52条の2の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>家畜防疫員は、所有者に対して、以下について十分説明し、迅速な防疫措置のため、家畜防疫員自らが行うことについての同意を得ること</p> <p>ア 疑似患畜を隔離する義務があること（法第14条第1項）</p> <p>イ 疑似患畜のと殺をする義務があること（法第16条第1項）</p> <p>ウ 死体の埋却等の義務があること（法第21条第1項）</p> <p>エ 汚染物品の埋却等の義務があること（法第23条第1項）</p> <p>オ 畜舎等の消毒の義務があること（法第25条第1項）</p> </div>	
(3)防疫作業を開始する前の準備事項	<p>ア 農場は門を閉じるか網を張るなどし、出入口は一箇所に限定し、防疫関係者以外の立ち入りを制限する。</p> <p>イ 出入口に消毒槽及び噴霧消毒施設を設置し、人や関係車両の出入り時の消毒を行う。</p> <p>ウ 農場は防疫作業に従事する者以外は立入禁止として、「本病発生の表示」と「立入禁止」の看板を農場の外部の見やすい場所に立て、ロープ等で囲う。また防疫作業が人目に触れぬよう、必要に応じて農場周辺をブルーシート等で遮蔽する。</p> <p>エ 病原体の拡散を防止するため、からす、ねずみ等野生動物を駆除するとともにその侵入防止対策を講じる。</p> <p>オ 農場周辺に仮設テント等を設置し、清浄区域と汚染区域とを明確に区分する。</p> <p>カ 防疫資材の一時保管場所や防疫従事者の休憩用等のテントを設営する。</p> <p>キ すべての動物の隔離及び係留並びに排水口の閉鎖を確認する。</p>	
(4)殺処分前の消毒	<p>ア 感電・漏電防止のため電気施設の防水処置を行う</p> <p>イ ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。この場合において、家畜の管理等</p>	

	<p>に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。</p> <p>ウ 消毒は、その対象物に応じ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第2により行うこととし、本病ウイルスに有効な苛性ソーダ（2%）、苛性カリ（2%）、炭酸ソーダ（4%）、ホルマリン液（10%）、消石灰（有効な pH を確保できること）、蒸気等により行う。</p> <p>エ 農場敷地全体は、地面や道路が白く覆われるまで消石灰を散布する。</p>	
(5)と殺の指示及び評価	<p>ア 家畜防疫員は、殺処分の対象とされた家畜の所有者に対し、と殺指示書（別記様式8）を交付する。</p> <p>イ 法第58条第4項に定める評価人の現地到着を待って、殺処分予定畜の評価を行う。評価人は、評価を行う場合には、防疫衣を着用し、ウイルスの拡散防止に細心の注意を払う。</p> <p>ウ 殺処分に先立って、評価人の評価を基に、家畜防疫員はへい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規定（昭和32年2月1日農林省告示第119号）別記様式第2号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成し、殺処分を進める。手当金交付の適正を期すため、個体（ただし、多頭群飼育されている育成家畜、肥育豚にあっては群ごとの代表的な個体）ごとに写真を撮影しておく。</p> <p>エ 家畜の評価の他、汚染物品の評価も同時に行う。この場合、必要に応じて評価補助員による汚染物品の数量及び伝票類の確認を行う。</p>	
(6)殺処分等	<p>ア 殺処分を行う場所は、畜舎内又はその後の死体処理に便利な場所のいずれでも構わないが、公衆的な観点から適当な場所を選定する。</p> <p>イ ウイルス飛散防止のため、畜舎内にあらかじめ消毒薬を十分に散布する。</p> <p>ウ 畜舎外で殺処分する場合には、柵等を用意し、又は十分な保定を行い、家畜の逃亡を防止しなければならない。</p> <p>エ 殺処分は、発症家畜に対して優先的に行い、薬殺、電殺等の方法により迅速に行うものとする。</p> <p>オ と殺後、殺処分した頭数を正確に記録する。また、必要に応じ、個々の家畜について、口腔、鼻腔、蹄部等における病変の有無を調べ、記録する。</p> <p>カ 殺処分の対象家畜は、患畜及び原則として次の（ア）から（ウ）までに該当する疑似患畜とする。</p> <p>（ア）患畜と同じ農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。</p> <p>（イ）患畜の飼養管理者が同一に管理している他の農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。</p> <p>（ウ）その他（ア）及び（イ）に準ずるものとして家畜防疫員が認める偶蹄類の家畜（県畜産課と事前に協議する）。</p> <p>キ 複数の畜種で発生があった場合には、原則として、豚の殺処分を優先する。</p>	
(7)死体の処理	<p>ア 法第21条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、原則として、発生地又はその付近において焼却又は埋却を行う。</p> <p>イ 焼却又は埋却を行う場所の選定に当たっては、現地防疫対策チーム長が、家畜の所有者及び当該市町村、現地支援チーム等の関係者及び周辺住民の代表者等と事前に十分協議した上で決定する。</p> <p>ウ アの用地の確保が困難な場合には、原則として、と殺後、適当な焼却</p>	

場所若しくは埋却場所までコンテナ車両を用いるか、不浸透性のシートで包み運搬して処理するか、又は十分な処理能力を有する化製場において化製する（ただし、化製の対象は、疑似患畜の死体に限る。）。

エ 運搬に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- (イ) コンテナ車両がない場合は、床及び側面を1枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部もシートで覆う。
- (ウ) 車両には、消毒液を搭載するとともに、死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
- (エ) 運搬後は、車両及び資材を（6）に準じて直ちに消毒、焼却又は埋却を行う。

オ 焼却又は埋却をする場所の選定に当たっては、所有者及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、地質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を関係機関と協議する。焼却の場合は、火災予防に留意し、消防署等と協議する。

カ 埋却する場合は、規則別表第2の2の基準により行う。

別表第2の2 埋却の基準

埋却を行なう場所	埋却の方法	摘要
2 人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常人及び家畜が接近しない場所	1 埋却する穴は、死体又は物品を入れてもなお地表まで一メートル以上の余地を残す深さとする。 2 死体の上には厚く生石灰をまいてから土でおおう。ただし、土質の軽い土地においては石片等をもって死体をおおつてから土でおおう。	埋却した場所には、次の事項を記載した標示をしておくこと。 1 埋却した死体又は物品にかかる病名及び家畜にあつてはその種類 2 埋却した年月日及び発掘禁止期間（3年間）

キ 埋却に当たっては、以下の器材を準備する。

ブルドーザー（整地、穴掘り、トラック牽引）、パワーショベル（穴掘り、死体釣り上げ）、ダンプカー（死体運搬）、給水車、消毒器、チェーン、シャベル、夜間照明灯等

カ 焼却する場合は、規則別表第2の1の基準により行う。

キ 化製する場合は、運搬車両から原料搬入口までシートを敷き詰める、原料置場と製品置場とを隔てて設置する等により汚染が最小限となるよう留意し、消毒実施状況を確認するため、設備及び資材の消毒が終了するまでの間、家畜防疫員が立会いを行う。

(8)汚染物品の処理

汚染物品は、患畜等の生乳、精液等の生産物、排せつ物及び排せつ物を含む敷料等並びにこれらに接触し、又は接触したおそれのあるものとし、原則として、次のとおり焼却、埋却又は消毒を行う。

- ア 疑似患畜の死体を解体した一部（肉、骨、臓器、皮等）は、焼却又は埋却をする。
- イ 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死体等とともに埋却する。
- ウ 家畜の排せつ物及び排せつ物を含む敷料等は、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、拡散防止措置を行った上で堆肥化する（発酵消毒）。

規則別表第2の3 消毒の基準（発酵消毒）

方法	適当な消毒目的	摘要
幅一メートルから二メートル、深さ〇・二メートル、長さ適宜の土溝を掘り、この中に消石灰（生石灰に水を加えて粉末とした直後のものをいう。以下本項において同じ。）をさん布し病原体に汚染していない敷わら、きゆう肥等を満たし、その上に消毒目的物を一メートルから二メートルの高さに積む。その表面に消石灰をさん布してから病原体により汚染していないこも、むしろ、敷わら、きゆう肥等をもつて適当な厚さにこれをおおい、その上をさらに土をもつておおつて少なくとも一週間放置醗酵させる。	ふん、敷わら、きゆう肥等	牛又は豚のふんの消毒にあつては、消石灰に代えて生石灰を用い、適量のわらを混ぜて醗酵を十分にさせること。

エ 飼料、乾草及びわらは、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を焼却又は埋却をする。また、感染源でないことが確実と判断できるものであって、サイレージ以外のものは、くん蒸等の方法で確実に消毒したもののみ、発生農場での利用を認めることとする。

オ 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き、焼却又は埋却をする。

(9) 殺処分後の清掃、消毒

ア 清掃

- (ア) 畜舎内の清掃は上部から下部へ、奥から手前へ行う
- (イ) 給餌施設は残っている飼料をすべて取り除く
- (ウ) 敷料もすべて取り除き、床の清掃を行う

イ 消毒

- (ア) 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。
- (イ) 畜舎内部へ動力噴霧器で消毒薬を十分に散布する。
- (ウ) 器具等は必要に応じて消毒薬に浸す。
- (エ) 床には消石灰を十分散布する。

ウ 殺処分、死体及び汚染物品の処理が完了した時点で、本病ウイルスに有効な消毒薬、蒸気等により繰り返し消毒を実施（少なくとも1週間間隔で3回以上）する。

(10) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

ア 入場時は消毒済みの作業着、長靴等を着用する。

イ 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行う。場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰る。

ウ 農場出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に実施できるよう配慮する。

エ 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。

オ 現地防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、エの措置を再度実施する。

4 接触したおそれのある感受性動物の追跡

項目	措置事項	摘要
(1) 追跡調査	<p>ア 家畜防疫員が現地調査を行った結果、本病が否定できない場合には、家畜防疫員は過去21日間の家畜の移動（出入りを含む。）及び過去7日間の人の出入りその他の接触を調べ、別記様式第2の調書を連絡担当者を通じて県畜産課に通報する。</p> <p>イ 県畜産課は、通報のあったすべての情報について、それぞれの所在する場所を管轄する家畜保健衛生所に追跡調査の準備をするよう指示し、発生農場の状況が、発症家畜が複数である場合、発症後数日で群内に広がりがある場合に該当する場合には直ちに、これ以外の場合には本病と決定された後に、調査を行わせる。調査に当たっての措置については、1の(1)のイに準ずる。</p> <p>ウ 県畜産課は、家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係等について、関係者の協力を得ながら状況を把握し、病性決定後、直ちに調査を開始する。</p> <p>エ 県畜産課は、関係場所が他都道府県にわたる場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。</p>	
(2) 調査に基づく措置	<p>家畜防疫員は、患畜等と接触し、又は接触したおそれのある偶蹄類の家畜について隔離を指示し、原則として、以下のとおり患畜等となるおそれのある家畜に対して防疫措置を行う。</p> <p>ア 患畜と接触した獣医師、人工授精師、削蹄師等が病性決定までに他の偶蹄類の家畜に接触した場合は、当該家畜を疑似患畜として殺処分し、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。</p> <p>イ 病性決定から過去7日以内に患畜と接触したことが明らかな偶蹄類の家畜は、疑似患畜として殺処分及び焼却又は埋却を行い、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。</p> <p>ウ その他イ以外の家畜にあつては、接触の程度、経過日数その他参考となる事項を基に、動物衛生課と協議し、処置する。</p> <p>エ 患畜となるおそれのある家畜として隔離を指示したものについては、臨床症状の観察とともに、接触後14日を経た後に血清学的検査を実施し、感染の有無を判断する。</p> <p>オ 殺処分及び隔離の場合は、指示書（別記様式9）を当該家畜の所有者に交付する。</p>	

5 偶蹄類の家畜の異常の有無の確認等（発生状況の確認）

(1) 偶蹄類の家畜の異常の有無の確認等	<p>ア 県防疫対策チームは、疑似患畜が決定した段階で、現地防疫対策チーム及び他の家畜保健衛生所に対して、全県下の偶蹄類の家畜について、本病に特徴的な臨床症状の有無の確認を指示する。</p> <p>イ 本確認の実施は、原則として電話等により行い、関係者の協力を得て、可能な限り迅速に実施することとし、移動制限区域内及び搬出制限区域内を優先的に実施する。</p> <p>ウ イの確認に併せて、異常が確認された場合の家畜保健衛生所への通報を指導する。</p> <p>エ また、移動制限区域内及び搬出制限区域内の偶蹄類の家畜の飼養場所、移動制限区域及び搬出制限区域から発生前21日以内に偶蹄類の家畜を導入した場所のほか、必要に応じ動物衛生課が指示した場所について、速やかに立入検査を行い、又は診療獣医師の協力を得て、臨床上的異常の有無の確認、家畜の移動の有無等の疫学的調査を行う。ま</p>	
----------------------	--	--

	た、動物衛生研究所等の協力の下、必要に応じ動物衛生課が指示する方法により血清疫学調査を実施する。	
--	--	--

6 移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

県は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限を、移動制限区域と搬出制限区域に区分して行うほか、発生地については、法第15条の規定に基づき通行の制限又は遮断を行う。

項目	措置事項	摘要
(1) 通行の制限又は遮断	ア 範囲 発生地及びその周辺に限定する。	
	イ 規制の期間 72時間以内（応急的な防疫措置、すなわち、予備的消毒、家畜の殺処分、その他病原体の拡散防止のための当面の措置が完了するまでの期間とする。）に限定する。	
	ウ 規制の内容 人及び物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限する。通勤・通学、医療、生活必需品確保、郵便等のための人の通行については、適当な消毒等（靴底消毒、畜産関係者の着衣の消毒、通行路の制限等）の措置を行った上で認める場合を除き、不要不急の通行は禁止する。	
	エ 手続、標示等 通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第3条の規定に基づき行うこととし、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明することにより、関係市町村の協力を得る。	
(2) 移動制限区域	ア 区域の範囲 (ア) 原則として、発生地を中心とした半径10km以内の区域を定める。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。 (イ) (ア) で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5kmの範囲まで縮小することができる。 (ウ) 範囲の設定については、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものに基づき定める。	
	イ 制限期間 発生の確認後速やかに規制し、その制限期間は、原則として、最終発生例の殺処分完了後21日間とする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。	
	ウ 制限内容 (ア) 生きた偶蹄類の家畜の移動は禁止する。 (イ) 原則として、偶蹄類の家畜に係る次に掲げるものについては、病原体をひろげるおそれのある物品として移動を禁止する。	

- a 発生地及び患畜の発生するおそれの大きい近接農場で搾乳された生乳（ただし、陰性が確認された近接農場は除く。）。
 - b 使用された家畜管理用具、敷料、飼料、排せつ物等（ただし、敷料及び排せつ物については、家畜防疫員が当該農場の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上やむを得ないと認める場合は、その移動経過を記録の上、移動制限区域内の処理施設、畑地等へ移動することができる。）。
 - c 家畜の死体（移動制限区域外で死亡したもの及び移動制限区域内で死亡したもののうち、3の（4）のイ及びウに掲げる方法で運搬されるものであって、家畜防疫員が、当該家畜の飼養されていた農場の他の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上移動させることがやむを得ないと認めたものについては、移動制限区域内の処理施設に移動することができる。なお、移動制限区域内で死亡したものを移動する場合には、その移動の経過を記録するものとする）。
 - d 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵。
- (ウ) と畜場及び家畜市場は閉鎖する。
- (エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。
- (オ) 家畜人工授精は中止する。ただし、家畜の所有者が移動制限区域以外の家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う場合は、この限りでない。
- (カ) 新たな放牧は中止する。

エ 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、以下の事項について関係者への指導を行う。

- (ア) 偶蹄類の家畜の飼養場所への畜産関係者の出入りの自粛及び入出場時の消毒。
- (イ) 生乳輸送時の輸送車の消毒、消毒薬で濡らした布による生乳タンク排気口の被覆、集乳経路の検討（ウイルス拡散の危険の小さい地域から大きい地域）等のウイルス拡散防止措置及び集乳経路の記録。
- (ウ) 飼料輸送時の輸送車の消毒、配送経路の検討、飼料受渡し場所の制限等のウイルス拡散防止措置及び配送経路の記録。
- (エ) 獣医師が偶蹄類の家畜の診療を行う場合の最小限の器具及び薬品の携行、農場入出場時の身体、器具、車両等の消毒、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等の着用・使用、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等のウイルス拡散防止措置及び診療経路の記録。
- (オ) 以上の指導事項を履行するための移動制限区域境界付近及び移動制限区域内における共同車両消毒施設の設置。
- (カ) 生乳の家畜への利用中止。
- (キ) 死亡獣畜取扱場、化製場及び食肉加工施設における入出場車両の消毒（なお、必要に応じ家畜防疫員が施設に立ち入り、その履行状況を監視することで円滑な生産物の流通を確保する。）。
- (ク) 野生動物と偶蹄類の家畜の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、放牧家畜の囲い込み等。

オ その他

- (ア) 移動制限区域については、その設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。
- (イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、

	<p>運送業者等への連絡を行う。</p>	
<p>(3) 搬出制限区域</p>	<p>ア 区域の範囲 (ア) 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径20km以内の地域を定める。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径10～50kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。 (イ) (ア) で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径10kmの範囲まで縮小することができる。 範囲の設定方法は、移動制限区域の場合に準ずる。</p>	
	<p>イ 制限期間 原則として、初発後21日間とする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。</p>	
	<p>ウ 制限及び指導の内容 (ア) 生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域以外への移動を禁止する。 (イ) 生きた偶蹄類の家畜の導入先において14日間以上けい留する(と畜される家畜を除く)。 (ウ) と畜用以外の家畜を入場させる家畜市場の開催を中止する。 (エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。 (オ) 偶蹄類の家畜飼養の場所への畜産関係者の出入りを自粛し、入出場時の消毒を励行し、及びその実施のための共同車両消毒施設を設置する。 (カ) 生乳の家畜への給与を中止する。</p>	
	<p>エ その他 (ア) 搬出制限区域については、その設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。 (イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、運送業者等への連絡を行う。</p>	
<p>(4) 消毒ポイントについて</p>	<p>ア 移動制限の実施に当たっては、県対策本部で決定された規制範囲、規制の時間に基づき、移動制限区域内における偶蹄類の家畜の移出入の制限の監視及び消毒ポイントの設置と偶蹄類の家畜農場に出入りする畜産関係車両等の消毒を実施する。 イ なお、対象車両の選定に当たっては、一般車両を対象に含むかどうかは、県対策本部で決定する。 ウ 消毒ポイントの設置に当たっては、現地防疫チームが中心となり、当該市町村、現地対策本部等の関係者と十分連携・協議の上設置場所を設定し、移動制限開始後、速やかに設置する。 エ 設置に当たり、県対策本部は、関係業者等に対して、消毒ポイントの設置場所、消毒の徹底について、ファクシミリ等で速やかに周知し、また、ホームページにも掲載し、十分な周知を行う。 オ 消毒ポイントの設置期間は、移動制限が解除されるまで(おおよそ1ヶ月間が目安)であり、防疫措置の中でも最も長期間の体制となることから、その運営体制に関しては十分留意する。</p>	

7 発生地及び制限区域以外の県内の地域における対応

項目	措置事項	摘要
(1) 偶蹄類の家畜の飼育者への対応	<p>ア 農場への出入を厳しく制限するよう指導する。</p> <p>イ 法第9条の規定に基づき、全県下の偶蹄類の家畜の飼育場所を対象に、当該施設に出入する人及び車両並びに畜舎及び敷地辺縁部について、塩素系消毒薬又は消石灰等による消毒を命令する。</p> <p>ウ 飼育している家畜の毎日の健康観察と異常の有無の確認を徹底し、異常が見られた場合は、速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に通報するよう徹底する。</p> <p>エ ふれあい動物施設、展示動物施設については、当面、偶蹄類の家畜が不特定多数の者と接触しないよう要請する。</p>	
(2) 畜産関係者・団体への対応	<p>ア すべての畜産関係者に対して、農場への出入は、極力避け、やむを得ない場合は、農場出入り時の車両消毒、靴底消毒の徹底、農場毎に専用の防疫服を着用するよう指導する。</p> <p>イ 畜産関係者が集まる会合等は開催の延期を要請する。</p> <p>ウ 制限区域を通過する場合は、必ず消毒ポイントで消毒を行うよう周知する。</p> <p>エ 家畜市場は、当面、開催自粛するよう要請する。</p> <p>オ 新たな放牧の自粛を要請する。</p>	
(3) その他への対応	<p>ア 家畜以外の偶蹄類の展示施設についても、可能な限り、特定多数の者と接触しないよう要請する。</p> <p>イ 不特定多数の者が集まるイベント等については、開催延期又は出入口での消毒の徹底を要請する。</p> <p>ウ 空港、駅等不特定多数の者が出入する施設においては、靴底消毒マット等の設置を要請する。</p> <p>エ 一般県民に対して、偶蹄類の家畜飼育場所への出入自粛を呼びかけ、また、防疫措置への理解と協力を呼びかける。</p>	

(参考) 移動制限等の概要

区域	発生農場とその周辺	制限区域 (発生地を中心として設定)		その他の地域
		移動制限区域 (原則として、半径10km以内の区域)	搬出制限区域 (原則として、半径10～20km以内の地域)	
法に基づく命令措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 通行の制限 ● 殺処分 ● 消毒 ● ねずみ等野生動物の駆除 ● 死体及び汚染物品の埋却等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生きた偶蹄類家畜、病原体をひろげるおそれのある物品の移動禁止 ● と畜場の閉鎖 ● 家畜人工授精中止 ● 新たな放牧中止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生きた偶蹄類家畜の区域外への移動禁止 ● 生きた偶蹄類家畜の導入先で14日間以上くい留(と畜は除く) 	(自粛等)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 家畜市場の閉鎖 ● 共進会その他家畜を集合させる催物の開催中止 		
		(● 発生予防のための消毒(消毒命令: 農場周辺及び入出場時の消毒))		
要請・自粛等	(住民への協力要請)	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域境界付近及び区域内における共同車両消毒施設(消毒ポイント)の設置。 ● 生乳の家畜への利用中止 		(自粛等)
		● 偶蹄類の家畜の飼養場所への畜産関係者の出入りの自粛		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 農場に出入する車両の入退場時の消毒、経路の記録 ● 死亡獣畜取扱場、化製場及び食肉加工施設における入出場車両の消毒(要監視) ● 野生動物との接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、放牧家畜の囲い込み等 	(自粛等)	(自粛等)

8 ワクチン

県防疫対策本部は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、法第31条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。

項目	措置事項	摘要
ワクチンの受払と接種	<p>(1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所、その他必要な場所とし、発生時に必要に応じて発生地域県の施設等に移送する。</p> <p>(2) 動物衛生課からワクチン接種を行う旨の連絡があった県防疫対策本部は、接種地域や接種頭数について、動物衛生課と協議し決定する。</p> <p>(3) ワクチン及び注射関連資材は、法第49条の規定に基づき本県に譲与又は貸し付けられる。県畜産課は、譲与又は貸付けの申請書及び受領証（別記様式10）を農林水産大臣に提出する。</p> <p>(4) ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施することとし、原則として、接種地域の外側から発生地側に向けて迅速かつ計画的に実施する。</p> <p>(5) ワクチン接種を実施するに当たっては、譲与され、又は貸し付けられたワクチンの用法及び用量に従い、対象家畜の異常の有無及び発生地との関係を確認する。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従う。</p> <p>(6) ワクチン接種を実施した家畜は、規則第13条の規定に基づき標識を付し、と畜場以外への移動を当分の間禁止することとし、その後の発生状況に応じその取扱いを動物衛生課で検討する。</p> <p>(7) 県畜産課は、ワクチン接種後、ワクチンを使用した旨、農林水産省消費・安全局長に報告する（別記様式11）。</p>	

9 感染源及び感染経路の究明

項目	措置事項	摘要
疫学調査	<p>本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、県畜産課は、動物衛生課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て、接触した恐れのある感受性動物の検査及び立入検査、血清疫学調査等の検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥等の野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査する。農林水産省は、これらの調査の結果に基づく専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努める。</p> <p>現地防疫チームは、農林水産省が立ち上げる疫学調査チームに対して、積極的に協力を行う。</p>	

10 防疫措置完了後の清浄性確認検査及び移動制限の解除

項目	措置事項	摘要
(1) 防疫措置完了後の清浄性確認	<p>現地防疫対策チームは、発生地の最終防疫措置後、21日間の間に、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の偶蹄類の家畜を対象に、血清抗体検査及び立入検査による臨床症状の確認を行う。</p>	

認検査		
(2) 移動制限の解除と終息宣言	県対策本部は、原則として、最終発生に係る防疫措置の完了21日後に、動物衛生課と協議の上、移動制限を解除し、知事は終息宣言を行う。	
(3) 県対策本部等の解散	移動制限の解除に併せて、県対策本部及び現地対策本部は解散する。	
(4) 移動制限の解除後の検査	家畜保健衛生所は、移動制限の解除後、原則として3か月間、旧移動制限区域内の農場の監視を継続し、家畜の所有者へ異常の有無の確認と通報の徹底を指導するとともに、少なくとも1回、立入検査による臨床検査を行う。	

1.1 移動制限解除後の検査

項目	措置事項	摘要
移動制限の解除後の検査	家畜保健衛生所は、移動制限の解除後、原則として3か月間、旧移動制限区域内の農場の監視を継続し、家畜の所有者へ異常の有無の確認と通報の徹底を指導するとともに、少なくとも1回、立入検査による臨床検査を行い、結果を取りまとめて県畜産課へ報告する。県畜産課は動物衛生課へ報告する。	

V 本病発生時の県民の不安解消及び風評被害対策

項目	措置事項	摘要
1 情報提供	<p>県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに本病に関する特設サイトを開設し、本病の発生状況、防疫状況、県の取り組み状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞等のメディア及び報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、本病に関する県民の不安解消に努め、本病に関する正しい知識を広報する。</p>	
2 相談窓口の設置	<p>県対策本部及び現地対策本部は、本病に関する下記の相談窓口を設置し、広く県民の相談に応じる。</p> <p>専門相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜疾病に関すること（県畜産課） (2) 畜産の営農に関すること（県畜産課、各総合事務所農林局） (3) 心のケアに関すること（健康政策課、各総合事務所福祉保健局） (4) 食の安全に関すること （くらしの安心推進課、各総合事務所生活環境局） <p>一般相談窓口（県民課、各総合事務所県民局）</p>	
3 PRパンフレットの作成、配布	<p>県対策本部は、発生確認後は直ちに、県内関係団体・市町村、量販店、商業関係・外食産業団体等に対し、県産豚肉・牛肉についての安心・安全について説明し、及びその利用促進を要請する。また、消費者向けの安全性PRパンフレットを作成し、配布する。</p>	

VI 予防体制及び危機管理体制の構築

項目	措置事項	摘要
1 偶蹄類の家畜の所有者への発生予防に係る指導等	<p>家畜保健衛生所は、本病的確な発生の予防措置が講じられるよう、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守による、家畜の適切な衛生管理の方法について助言又は指導を行い、必要に応じてその遵守状況を巡回等により点検する。</p> <p>また家畜保健衛生所は、山羊などを飼育する小学校等に対しても、関係機関と協力して本病の発生予防に関する知識の普及・啓発を行うように努める。</p>	
2 通報体制の整備	<p>本病の防疫対策は、早期発見、早期対応が最も重要であることから、県畜産課及び家畜保健衛生所は、獣医師、市町村、関係団体等と連携し、偶蹄類の家畜の所有者及び畜産関係者に対して、チラシ、パンフレット、ホームページ、研修会等を通じて、本病の発生の予防に関する知識の普及・啓発、通報の重要性の啓発に努める。</p> <p>また、各生産者団体、鳥取県獣医師会等の関係団体においても定期的に本病に係る通報の重要性の啓発に努める。</p> <p>家畜保健衛生所は、獣医師及び偶蹄類の家畜を飼育する所有者に対し、常に本病の発生を疑い、本病を疑う症例を発見した場合には、直ちにその旨を通報するよう指導し、又は依頼する。</p> <p>また家畜保健衛生所は、夜間及び休日等でも通報が受け付けられる体制を整備しておく。</p>	
3 連絡体制及び役割の整備	<p>本病の対応は多くの部局や市町村、団体に渡り、また初動対応については、円滑で確実な情報伝達が必須であることから、県畜産課は、関係連絡先及び連絡ルート及びその役割について、あらかじめ整備し、関係者に周知しておく。</p> <p>特に、本病については、疑い家畜が確認されてから、防疫措置の実施まで、時間的な余裕がなく、また、疑い家畜が確認された段階で、すでに蔓延している可能性があることから、生産者を始めとして、関係者に確実に情報が届く体制を整備しておくことが必要である。</p>	
4 病性鑑定体制の整備	<p>本病の診断には家畜防疫員の判断が極めて重要であることから、全ての家畜防疫員は、日頃から本病を想定した病性鑑定技術の習得に努める。</p> <p>家畜保健衛生所は緊急の病性鑑定に備え、あらかじめ必要な病性鑑定資材一式及びリストを備えおき、定期的に点検を行う。</p> <p>倉吉家保病性鑑定室は、必要に応じて、県内の家畜防疫員に対して、本病の診断方法及び材料採取に関する留意事項について技術研修会等を企画し、周知を行う。</p>	
5 防疫措置に係る事前対応	<p>(1) 農場疫学情報の収集及び防疫マップの整備</p> <p>家畜保健衛生所は、関係部局、市町村及び関係団体と連携して、日頃から偶蹄類の家畜の所在地、飼養頭数、飼養形態等及び所有者の連絡先、畜産関係施設等の情報を把握するよう努め、緊急時に備え、防疫措置に必要な情報を農家台帳として把握しておくとともに、防疫マップを整備しておく。</p> <p>なお、収集した情報については、疑い例が確認された際の農場数の把握、疫学関連農場及び施設等の把握、移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置及び防疫演習等に活用するものとし、その情報管理には十分留意する。</p>	

	<p>(2) 患畜等処理方法の検討</p> <p>患畜等の死体及び汚染物品の処理に関しては、特に本病については農場付近での埋却処理が中心になることが想定され、本防疫措置が如何に迅速にできるかの重要な部分であることから、県畜産課及び家畜保健衛生所は、あらかじめ偶蹄類の家畜の所有者及び市町村、関係団体等と協議を行い、農場毎に、その処理方法を検討し、埋却の場所の確保に努めるよう指導及び助言を行う。</p> <p>また多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却、埋却等が可能な施設のリストアップについて指導・推進に努める。</p>	
	<p>(3) 防疫資材の緊急入手方法の整備及び備蓄</p> <p>県畜産課及び家畜保健衛生所は、初動防疫に必要な資材のリスト及びその緊急入手方法等を事前に整備しておくとともに、防疫措置に必要な防疫資材の整備及び備蓄に努める。なお、防疫資材の備蓄量は、本病確定後の発生地での防疫措置に必要な、おおよそ3日間の資材について備蓄するものとする。</p>	
	<p>(4) 初動防疫シミュレーション</p> <p>各家畜保健衛生所は、(1)で入手した情報を基に、管内の数カ所の農場について、移動制限区域、消毒ポイントの設定、発生時の班編成、必要防疫人員等について、あらかじめシミュレーションを行い、疑い例発生時の防疫計画が速やかに構築できるよう整備しておく。</p>	
	<p>(5) 動員体制の整備</p> <p>県畜産課及び家畜保健衛生所は、防疫シミュレーション等を通じて、関係者に防疫措置の必要性を十分説明したうえで、防疫措置の規模に応じた必要人員をあらかじめ算定し、県庁、総合事務所、市町村、団体等からの動員可能者名簿を整備しておく。名簿には、防疫服や長靴のサイズ等の必要事項を記入するとともに、定期人事異動時等、必要に応じて随時更新を行う。</p>	
6 防疫演習等の実施	<p>県畜産課及び各家畜保健衛生所は、本病発生時に円滑な防疫措置を講じることができるよう、広く関係者を参集した防疫演習、又は連絡会議等を定期的に行い、防疫対策についての理解と共通認識を図り、万一の発生の際に、迅速な初動対応ができる体制の確認を行う。また、防疫演習の結果を常に点検し、防疫体制の改善に努める。</p> <p>なお、県畜産課は県内全体の、また各家畜保健衛生所は各管内における防疫演習等を開催するものとする。</p>	
7 本病に関する情報収集と共有化	<p>県畜産課及び家畜保健衛生所は、本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくために、本病に関する知見の収集や迅速で精度の高い診断方法、より効果的な防疫手法等の情報を国及び他県が実施する防疫演習に積極的に参加して広く収集し、必要に応じて関係者に周知する。</p> <p>県畜産課は、他国及び国内での本病の発生情報などを入手した場合は、速やかに関係者に広く情報提供し、情報の共有化を図る。</p>	